

第3回世羅町議会定例会会議録

令和7年9月4日
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年第3回世羅町議会定例会（第1号）

令和7年9月4日

午前9時00分開会

於：世羅町役場議場

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 亀 田 知 宏	2 番 佐 倉 悠 希
3 番 矢 山 靖	4 番 宗 重 博 之
5 番 佐 々 木 浩 康	6 番 福 永 貴 弘
7 番 向 谷 伸 二	8 番 上 本 剛
9 番 松 尾 陽 子	10 番 藤 井 照 憲
11 番 田 原 賢 司	12 番 高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

2 番 佐 倉 悠 希 3 番 矢 山 靖

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 市 尻 孝 志	総 務 課 長 升 行 真 路
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 藤 川 道 代
税 務 課 長 小 林 英 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 藤 井 博 美	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 和 泉 美 智 子	産業振興課長 住 田 谷 保
商工振興課長 山 崎 誠	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 広 山 幸 治	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 長 早 間 貴 之	学校教育課長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 間 處 俊 彦
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和 7 年第 3 回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和 7 年 9 月 4 日】

順番	質問者	質 問 事 項
1	6 番 福永貴弘	1 ごみの削減を目指して
2	5 番 佐々木浩康	1 町道、県道の管理について
3	9 番 松尾陽子	1 終活支援の取組みを 2 授乳室の設置と授乳室に「搾乳できる」の表示を
4	8 番 上本 剛	1 地域に雇用を創出し、人の流入と定着を
5	1 番 亀田知宏	1 持続可能な農業の実現は
6	2 番 佐倉悠希	1 宇津戸臭気公害問題の決着は
7	7 番 向谷伸二	1 せらまちタクシー運用見直しによる課題改善は

開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） 10月31日まで庁舎内クールビスの実施により、軽装による勤務を行っています。

議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和7年第3回世羅町議会定例会の開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

残暑が厳しい日々が続いておりましたが、9月に入り朝夕は涼しく感じております。稲刈りも進んでおりますけれども、時折雨予報も出ておりますので、焦って事故が起きないように気をつけていただければと思います。

敬老の日が近づき、各所で敬老の催しを開催いただきます。これまでのご功績に敬意を表しますとともに、感謝申し上げたいと思います。

100歳表彰の皆様は17名とお聞きしております。対象者のご都合に合わせ訪問をさせていただき、お祝いを申し上げることを予定にしております。

お盆の時期には、中学生の海外研修が行われ、無事に帰町されました。

ハワイ州ニウ・バレー校にて3年ごとの調印も行われ、生徒にとって素晴らしい体験となったようで来週には報告会を行っていただきます。

また、世羅高校においては昨年好評でありました夕方に行うトワイライト体育祭が開催をされます。そのことも含めた先駆的な取組みに、文部科学省から表彰を受けられ喜ばしく感じています。

本定例会においては、一般質問の後、議案として報告、承認、同意それぞれ1件、条例の制定改正、令和6年度決算認定、令和7年度補正予算等を提出してまいります。慎重審議いただく中、何卒ご決定賜りますようお願いし、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより令和7年第3回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

8月20日に開催の「広島県町議会議員研修会」に、お手元に配付のとおり、議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日まで受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和7年5月分、6月分、7月分に関する「例月出納検査結果の報告」、及び令和7年6月実施の「随時監査の結果報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、
2番 佐倉悠希議員、3番 矢山 靖議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの「19日間」にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「19日間」と決定いたしました。

日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、ごみの削減を目指して 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

まずはじめに、今回の質問は、町民の方からこんなことはできないものかとお話を伺い、大変有意義な内容と思いましたので、一般質問で取上げてまいります。内容は、エコバッグを忘れた際や、急な買い物とき、レジ袋の代わりに世羅町指定ごみ袋をレジで1枚単位で購入したいといった内容でした。私なりに内容を調べた結果、ごみの直接的な軽減や、町民一人ひとりのごみに対する意識啓発の推進につながるものと思い、質問、提案させていただきます。

質問の要旨、持続可能な社会を築くためには、ごみ問題への取組みは不可欠です。ごみの排出量を減らし、再利用し、リサイクルを推進することで資源の浪費を防ぎ、環境への負担を軽減できます。一人ひとりが常に意識して、世羅町民全体で行動することが重要です。世羅町では、昨年、令和6年に策定した世羅町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理に関して総合的に推進をしております。世羅町が抱えるごみ問題の現状を確認し、新たな提案につなげていきたいと考えています。

まず質問1、世羅町一般廃棄物処理基本計画に基づきますと、世羅町の1人1日当たりのごみの排出量は、令和3年で647g、令和4年667gでした。これはわかりやすく若干強引ではありますが、例えるならリンゴ2個分ぐらいの重さになります。全国平均は890g、広島県の平均値は877gでした。これも例えるならリンゴ3個分、それに近い重さです。これは県内23市中神石高原町に次いで22位と、世羅町は排出量が少ない町ということになり、大変優秀な町となります。排出量が少ない原因、要因をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 福永貴弘議員の「ごみの削減を目指して」のご質問にお答えをさせていただきます。

まずごみのことですが、ごみには可燃物、不燃物、そして大型ごみ等ですね、町において責任を持って収集処理をしているところでございます。

可燃ごみにつきましては、三原市に対して委託をしております。また不燃ごみ等については、事務組合としてですね、議会とともに行っているところでございます。

以前からごみ問題、いろいろ取組んでまいりました。過去においては、ごみ袋

が非常に高いというような、町民からの声もいただく中で、議会でも議論いただく中で安価なものにしてきたところがございます。またごみステーション化を各地域において進めていただきました。おかげさまで収集にも、時間がかからないという状況にもなっている状況でございます。

世羅町民のごみの排出量が少ないということを、要旨の中でもご説明いただきました。少ない原因・要因をどのように分析しているのかのご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。

議員がご指摘されたとおり、本町における 1 人 1 日当たりのごみの排出量は少ない状況が続いており、今後におきましても、ごみ総排出量の低減化を図っていくことが重要と考えております。

1 人 1 日当たりのごみ排出量が少ない要因といたしましては、町民の皆様のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の意識向上が最も大きいと考えております。町といたしましては、今後におきましてもこの 3 R 意識の更なる向上を図るべく、啓発を持続してまいる所存でございます。

○ 6 番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○ 6 番（福永貴弘） ご回答いただきました内容にありました 3 R の町としての推進と世羅町民の努力の結果、大変素晴らしい状態にあると思います。この状況は維持して発展させる必要があると考えております。

質問 2 に移ります。1 日に出すごみの排出量は、先ほども申し上げましたが、令和 4 年で 667 g、約リンゴ 2 個分と言いました。全国平均と比較しても、リンゴ 1 個分ほど 1 日のゴミの量は世羅町民少ないという状態にあります。そのごみのそのものの排出量というものは、年々増加しています。世羅町の 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 30 年、2018 年時点で 575 g でしたが、令和 4 年、2022 年は 667 g、4 年間で 92 g 増加しています。全国平均や広島県の平均では、年々減少傾向にありますが、残念ながら世羅町は増えているという状況にあります。人口減少に伴い、ごみの排出量は減少するように普通は考えますが、なぜ増えているのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは「人口減少しているが、なぜごみの排出量は増えているのか」のご質問に、お答えいたします。

令和 6 年 3 月に策定しました「一般廃棄物処理基本計画」におきまして、令和

4年度までのごみ総排出量の推移を記載しておりますが、議員ご指摘のとおり、年々増加しているところでございます。

町のごみ総排出量のうち、約8割は可燃ごみとなっております、ごみの排出量増加につきましては、この可燃ごみの増加が主な要因と考えております。特に、可燃ごみの約6割を占めます家庭系ごみにつきましては、インターネット通信販売の利用増加や空き家の片付けなどが増加の要因と考えているところでございます。

なお、令和5年度からは、ごみ総排出量は減少に転じておりますので、町いたしましては、今後のごみの低減化を図る取組みを進めてまいり所存でございます。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 先ほどのお話で令和5年度から減少しているというご回答いただきました。私のほうは令和4年度までの数値しかわかっておりませんでしたので、大変嬉しい回答をいただきました。そこでちょっとご質問ですが、令和5年度以降の1人、1日当たりのごみの排出量をお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 現在直近データとしては令和5年度が最新となっております、令和6年度につきましては今、算定中というところでございます。

一般廃棄物処理基本計画におきましては、目標としましては令和4年度の667g。これを令和20年度まで維持する、増やしていかないという目標を掲げておりますが、先ほど申し上げましたように令和5年度は下がっておりますので、ここで気を緩めることなくですね、667gを更に下げていく。令和5年度が656gになっておりますので、更に引下げていけるよう努めてまいりたいと考えております。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） それでは質問3に移らせていただきます。次に、リサイクル率について質問します。世羅町のリサイクル率は令和3年度で10.9%です。同年、広島県全体のリサイクル率は13.4%で、残念ながら平均値より低い結果となっています。他市町と比較した場合は、東広島市、三原市、福山市に次いで低い結果となっています。リサイクル率が低い原因は何でしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 「リサイクル率が低い原因は」のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、リサイクル率につきましては、町が直接資源収集、または処理工場において資源化されるものが対象として算定されております。

したがって、町内のリサイクル事業者や店頭の資源回収ボックスへ持ち込まれたものはリサイクル率に含まれておりませんので、実際のリサイクル率は現状の数値よりも高いと認識しているところでございます。

そのうえで、リサイクル率が低い要因といたしましては、紙類の資源化の取り組みができていないことが大きいと考えております。

今後、この点の解消にあたり、町といたしまして紙類の資源化の取り組みを強化してまいり所存でございます。

○6番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 一部に数字的な要因があるということを理解いたしました。それで先ほどご回答いただきました、紙類の資源化の取り組みができていない。こういったご回答でしたが、今後、紙類の資源化について、具体的な予定やお考え等ありますでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） はいお答えいたします。県内 23 市町あるわけですが、県内 21 市町においては紙類の収集というのは通常のステーション収集という形で行っております。

ステーション収集していないのが三原市と世羅町の 2 市町という状況です。三原市におかれましてはステーション収集は行われておりませんが、紙類の資源回収ボックスというものを町内の何か所かに設置をして、そこへ持ち込んでいただくという方法、方式をとられております。

世羅町におきましては、なかなかすぐにステーション収集というのはハードルが高いと考えておりまして、今申し上げました三原市の資源回収ボックス、紙類に関わる資源回収ボックスですね。これを設置する場所を、適地を検討する中で、そういうものを設置をして、紙類の資源回収を行ってまいりたいと考えております。

設置時期ですけれども、早ければ早いほうがいいんですが、なかなか適地というものが今現状では見出せていない状況ですので、まずはそういうものが設置できる適地をですね、早急に確定をしてまいりたい、そのように考えております。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 是非とも早急に進めていただければと思います。

それでは質問4に移らせていただきます。2020年7月からレジ袋が有料化になり、エコバッグの利用は「推奨」から「社会的常識」へと大きく定着しました。レジ袋の消費も大幅に減少されました。しかし、大量購入の際や不意な買い物など、レジ袋に頼る場面は今も発生しています。レジ袋はごみとして処分することがほとんどとなりますが、レジ袋が町指定ごみ袋であれば燃やせるごみを入れて出すことが可能となります。

同様な取組みは、他県の市町20か所以上で行われているのを確認しました。実施できれば広島県としては初の試みとなります。ごみの削減量は限定的ですが、ごみ対策の新たなテコ入れとして町民の意識作りとしては効果が高いと思われます。

事業者との連携が不可欠となりますが、実証実験からで十分です。是非、挑戦していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 「買い物の際のレジ袋に「世羅町指定ごみ袋」を選択肢に加えたい」のご質問に、お答えいたします。

町といたしましては、可燃ごみ指定袋につきましては、専用のごみ袋をご購入いただくことにより、分別及び減量化意識の向上を図るとともに、ごみ処理費用の一部をご負担いただいていると認識をしております。

また、一般廃棄物処理基本計画におきまして、ごみの減量化目標を掲げ、その目標達成に向けた各種取組みといたしまして、リデュースへの取組みとして、買い物の際のマイバッグ持参、リユースの取組みとしては、プラスチック使用製品の繰返し使用を、それぞれ推進しているところでございます。

レジ袋におきましては、使用後廃棄せず、マイバッグとして再使用していただき、ごみの減量化につなげていただきたいと考えております。

なお、再使用が困難な場合は、中身の見える袋であれば可燃ごみ以外の不燃ごみ等の排出に使用するなど、有効活用いただければと存じます。

○ 6 番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○ 6 番（福永貴弘） 残念ながら必要ないといったようなご回答いただいたかと思います。しかし、せっかくですので、この行動を不要とは考えてない他市町のことを紹介させていただきます。

ごみ袋のデザイン等の変更はなく、従来の指定ごみ袋をレジ袋としてそのまま販売している例としては、6 市町を確認しました。

次、レジ袋として使いやすいようにデザインを変更した例としては、10 市町を確認しております。新潟県燕市においては、デザインは従来のままレジを通すためにバーコードを新たに入れたといった例もありました。中国地方におきましては、鳥取県日吉津村がレジごみ袋化を2年前に行っております。このメリットとしてですが、事業者の利点としては、通常のレジ袋と異なりごみにならないため、プラスチックごみ削減の取組みを事業者として行っているというアピールが可能となります。

利用者の利点としては、先ほどご説明もしているとおり従来ごみとなるレジ袋を、燃やせるごみとして利用できます。若干ではございますが、家計の負担軽減になる可能性がございます。また、通常のレジ袋より素材がしっかりしており、安心して持運びができるという利点もあります。

デメリットとしては、ごみ袋へ商品を入れる抵抗感が人によってはあるでしょう。

これを懸念してデザインを変更した市町もあるということを先ほども紹介しました。ベストな取組みとしては、指定ごみ袋のデザイン変更が必要と思われます。ただし、変更が必要なのは、小 15 L のみで対応可能と考えます。このデザイン変更するのであれば、デザインを公募することで、取組自体をアピールすることもできます。また、毎日のように目にするごみ袋に、世羅町を意識することができるデザインがあれば、自然と世羅町に対する誇りを植付けることができ、世羅町に愛着を持ってもらえる機会となるとも考えます。しかしデザイン変更となりますと、費用面の懸念もございますので、慎重に対応していただく必要があるとは思いますが、現状のごみ袋についても、中と小のサイズ差がわかりにくいといった町民の声を伺ったと、宗重議員からお聞きしたこともあります。現状の問題点の解消としても、小サイズのデザインを大・中とは異なる色やデザインにすることで、わかりやすいものになるのではないかと思います。

他市町の状況やレジ袋の利点やデメリットを含めいろいろ説明させていただ

きましたが、調査検討すらしていただけないとのご回答でありますので非常に残念に思います。

町民から今回のアイデアを伺ったとき大変晴らしいと私は思いました。エコバッグを忘れてレジ袋をもらう際、今では一瞬ではございますが、後ろめたさを感じるようにもなっております。自分は環境問題に配慮できていないんじゃないかなというのを一瞬ですが頭をよぎります。お話をいただいた方も同じようにおっしゃっておられました。そんな負の感情を、レジごみ袋があることで払拭できます。先にも言いましたが、この取組みによるごみの削減量は、限定的かと思います。しかし、ごみ削減で一番重要なのは、町民一人ひとりの環境問題の意識があるかないかに大きく関わっています。

町長も最初にお話されたように、町民の皆様のリデュース、リユース、リサイクルの意識向上が最も大きい。結果県内2位の少ないごみの排出量の実現できています。

町民課長のご説明でも、1人1日当たりのごみの排出量の年々の増加は、家庭から出される可燃ごみの増加に一因があるとのことでした。

町民一人ひとりがごみ問題や環境問題に取り組んでいただくこと、これは常日頃から、たとえば今回提案させていただいているような買い物をする際など、一瞬でも意識できるという状況があれば、素晴らしいのではないかと思います。少し高くてもごみレジ袋を選ぶ、そのようなわずかな行動が、世羅町の環境をよりよいものにしていくのではないかと思います。

日本は街にごみが捨てられてなく大変綺麗だと、海外旅行者が感動して話している動画など、よく見かけます。大変誇らしい気持ちになります。昔から「お天道様が見ているよ」なんていう教えもありますし、「人様に迷惑をかけるんじゃないよ」といった教えもあります。そんな昔からごく当たり前の教えでもしつこく言われた教えが、ポイ捨てをする気持ちにストップをかけるんじゃないでしょうか。押し付けがましい小言は聞いたものじゃありませんが、レジ袋を選ぶか、レジごみ袋を選ぶか、ご自身が選択する際は、わずかな瞬間ですが、ごみ問題に意識を向けられます。そこにメリットがあると今回思いました。

さまざま申し上げましたが、課長さん先ほどおっしゃられましたとおり、一般廃棄物処理基本計画に、まずは基づいて推進していただければと願っております。

それでは最後の質問とさせていただきます。家庭から排出される生ごみの減量化と資源化の促進を図るため、電動式生ごみ処理機と生ごみ堆肥化容器、コンポストですね、の購入に対する補助金がありますが、具体的な補助金の内容をお伺

いたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 「電動式生ごみ処理機等の具体的な補助金の内容」のご質問に、お答えをいたします。

電動式生ごみ処理機と申しますのは、家庭から出される生ごみを減容化する温風乾燥型の電動処理機等でございます。

生ごみ堆肥化容器と申しますのは、電源を必要としないコンポスト容器で、微生物等の活動を利用することにより、家庭から出される生ごみを分解し、減量化または堆肥化するものでございます。

これらを購入された場合は、購入費用の2分の1を補助金として交付することとしております。

ただし、それぞれ補助金に上限額を設けておりまして、電動式生ごみ処理機につきましては2万円、生ごみ堆肥化容器につきましては3000円となっております。

また、購入台数も制限を設けておりまして、電動式生ごみ処理機につきましては1世帯につき1基まで、生ごみ堆肥化容器につきましては1世帯につき2基までとなっております。

町といたしましては、こうした補助制度をご活用いただき、生ごみの減量化等が促進されることにより、ごみ総排出量の低減化を図ってまいりたいと考えております。

○6番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 課長にご説明いただきましたとおり、大変有用な補助制度となっております。町民の方には是非この補助制度を有効利用いただき、ごみの更なる削減にご協力いただければと思います。

終わりに、これまで世羅町の廃棄物処理、ごみ処理に関わってこられた世羅町の行政、事業者、関係者の方々に心より感謝申し上げますとともに、今後も子や孫につなげていける世羅町を目指して、町民の総力で頑張ってまいりましょう。以上で終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 福永議員からのご提案、いろいろありがとうございました。

このごみについてはですね、もちろん減量化ですけれども、先ほどからおっしゃられましたように、意識づけといったものは大変重要なことだと思います。どうしてもこれまではごみを収集するにあたり、一番危惧されたのが家庭で燃やされている状況が多くございました。これ危険な行為もありますし、なおさら近隣に対してもご迷惑、また何よりもこの世界的な温暖化を止めるための一助となる部分でございますので、燃やさないということはですね、まず必要かと思います。有害物質等も含まれたものもあろうかと思いますが、まずは世界のため、また人間のためにですね、そういったごみについては、きちっと適切な処理を行っていく必要があるかと思っております。

議員ご提案のですね、レジごみ袋、町としてはエコバッグ等の推進をこれまでもしてまいりました。ただ私も時々買い物に行っても忘れて申し訳ないなど。有料であったり、また無料で配られている場所もまだあるようでございます。そういったところを意識づけをしっかりとつけながら、ごみの減量化につながるようにしていく必要があるかと思います。いろいろ検討材料あろうかと思いますが、また議員ご提案の部分も含めながらいろいろと町でですね、今後の減量化に努める基本計画に基づきながら頑張っていければと考えているところでございますので、またさまざまにまたご示唆いただければと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋公時） 以上で6番 福永貴弘議員の一般質問を終わります。

次に 町道、県道の管理について 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

項目1、町道、県道の管理についてですね。今回は具体的なことで、今までいろんな変わった難しい話であるとか、ことをやってきたんですが、そればかりではないということをご理解いただいてですね、今回は非常に身近な、皆さん困っていることを質問したいと思います。

質問の要旨、道路の管理について、特にですね、道路にせり出した木、あるいは竹ですね、これについて伺います。町民の方から非常に多く、電話がかかってきたりであるとか、私の仕事の中でいろんな話をする中でよく聞くので、枝などが車に当たるので困るという苦情を非常に多く聞きます。実際いろいろあちこち

車で走ってみるとで、木の枝でトンネルみたいな感じにもなってしまって、そういうところが多く見られます。また大型のトラックなどが、出た木を避けてセンターラインを越えてくるような、そういう場面にも実際に遭遇したことがございます。今ちょうど台風がやってきておりますし、ちょっとした大雨、もしくは風が吹いただけでも、やはり木が倒れた、竹が非常に曲がったとかいうことが多々ありますので早めの伐採が必要ではないかと考えております。

本来は地権者が切ったりということをしなければならないんですが、地権者との交渉などはどうなっているのかというのを伺いたいと思います。

1 番ですね、伐採の判断基準と地権者の負担について伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐々木浩康議員の町道、県道の管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、今回本当に身近な問題でございます。こういった案件については各所からいろいろと私にもお声をいただいていますし、いざ、いろいろとそういった倒木、またさまざまな道路に関する案件で建設課も現場にすぐ直行してくれております。また支所においても、すぐさまそういう対応ができるよう職員のほうで対応しているところでございますけれども、やはり台風シーズンになりますと、また大雨、先般のでもですね、倒木はかなりあったようでございます。昨日私もちょうど車で通ってれば、ちょうど委託をしている業者において大きな木を伐採いただいております。これも通報によるものか、それとも危険であると判断をして、率先的にやっていただいたものかわかりませんが、やはりそういった業者においてやる場合もあれば、地域においてやはり皆が利用する道であるということで、町民の方において自主的に伐採いただいている案件もあろうかと思っております。そういった努力をいただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

この案件でございますけれども、議員が私の住む地域に議会報告を行っていた際にこの案件も出てまいりまして、本当危険な箇所が多すぎるというところがございました。それからしばらくしてですね、懸案事項であった場所については、やはり地権者で大きく伐採をいただいたということもございます。私もちょっとびっくりしたんですが、かなり刈り込んでいただいて安全管理、特にカーブになってございますので、危険であるということを察知もいただき、また要望もしていただいたんだと思うんですが、そういった形で管理をいただいている状況もございます。しかしこれを放っておけばまた 1 年しないうちに大きく

繁茂するような状況もございます。そういったところにしっかり対応すべく、町のほうも努力をしてまいりたいと思います。

1 点目ご質問いただきました、伐採の判断基準と地権者の負担についてのご質問にお答えをさせていただきます。

道路へ張り出した木や竹の伐採の判断基準については、道路構造令に規定される車両や歩行者の通行の安全を確保するために必要な一定の幅と一定の高さの範囲を示す建築限界を基準に判断をしているところでございます。

伐採に係る費用の負担につきましては、民地の木や竹の管理は土地所有者が行うこととなりますので、土地所有者にて負担していただくことになります。しかし、道路への倒木の恐れがあるなど、緊急性がある場合は、道路管理者において伐採をしております。この場合、土地所有者の方への費用の負担は求めておりません。そういった管理を行っているところでございます。以上でございます。

○5 番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○5 番（佐々木浩康） 先月ですね、先ほどもおっしゃられたように町長の地元へお邪魔して、いろんなご意見をいただきまして本当に感謝しております。ちょうど今回一般質問のテーマと全く同じようなことのご意見をいただきましたので、それを反映させてですね、改めて質問ですが、たとえば町や県から伐採のお願いがあったとかですね、請求書が届いたとかという話は聞いたことがないんですが、実際に土地所有者に負担をお願いした事例というのはあるのでしょうか。これをお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは、建設課よりお答えいたします。はみ出してくる木や竹の多くについては、町が管理する法面の木や竹といったものが一般的というか、多数を占めております。しかしながらですね、一部におきましては民地の竹垣、特にですね、庭の生垣であったりとか、庭木がはみ出したりといったことがございます。こちらにつきましては、町のほうで所有者を調査し、所有者の方に伐採のお願いをしているところでございます。以上でございます。

○5 番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○5 番（佐々木浩康） 負担については、そういう事例はあるんですかね、直接。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えします。直接ですね、民地の所有者の方に伐採いただくことを求めておりまして、町のほうで切ったものの費用を負担していただいたことはございません。以上でございます。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 原則はですね、地権者の責任になるわけで、たとえば木が倒れて大変な事故が起こった場合であるとかは地権者が負担しなければならないということになるかと思うんですが、その場合はやはりそういうこともきちっとご説明してですね、地権者の方に。たとえば費用の一部を負担していただくであるとか、もちろん結構お金がかかることなんで、所得に応じてとかですね、そういったところでご負担をいただくというような考えが本来の在り方ではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。民地の木の張り出し、また倒木による所有者の責任ということは、もちろん発生する場合がございます。そういった可能性があることも説明する中で、所有者の方に負担を求めていく必要があると考えております。また建設課におきましては、近年、ちょっとできておりませんが、広報のほうに民地の、所有地ですね、木の伐採にご協力くださいと。もし何かあったときには、所有者の責任が発生する場合がありますといった周知も行ってきたところですが、確認しましたところ、ここ数年できておりませんでしたので、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 次2番目に行かせていただきます。救急車が木の枝などがあるために遠回りをしているということを、前回の長田の中村振興区で聞いたんですが、こういう人命に関わることなので、消防署との連携はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 2点目の救急車の通行に支障をきたしている道路の消防署との連携についてのご質問にお答えいたします。

世羅消防署及び世羅消防署世羅西出張所へ伺ったところ、道路へ張り出した木や竹により救急車が迂回をしている事例は確認できませんでしたが、救急走行時の走行速度により距離は嵩むものの、時間短縮となる迂回ルートを選択することもあると聞いております。地域の方が最短と思っているルートでないルートを使用することもあるというふうに伺いました。このところの気象変動により例年よりも繁茂が著しい箇所も確認しておりますので、今回の機会を捉えまして緊急車両の通行に支障をきたす可能性がある箇所などがありましたら、消防署のほうから改めて情報提供いただくようお願いしたところでございます。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 非常に今回質問したことが役に立つかなと。しっかりと消防署と連携をとって、緊急車両が少しでも早くつけるように、情報提供その他で迅速に対応していただきたいと思います。

しかしですね、町民の方がそういうふうにルートが変わったのが、木が伸びているからだというふうに捉えられるっていうことは、これが結構問題かなと。これは消防署の判断なんで、そのルートの変更自体はですね、お任せするしかないと思っておりますが、やはりそれだけ町民の方が、木の枝が伸びているよっていうことを、やはり心配されているんだということを理解していただいて、可能な限りそういうところがないように対応をしていただきたいと思います。

続いて3番目に行きます。観光バスのルートとなっているような道路に関しては、迅速かつきめ細かい対応が必要と思えるが、近隣市町との連携はどのようなになっているのか、お伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 3点目の観光バスのルートとなっている道路の対応についてのご質問にお答えいたします。

現在近隣市町との連携は行っておりますが、広島県が管理します国道、県道につきましては、異常を確認した場合は、異常がある場合はですね、現地の確認を行い、管理する広島県へ要望を行っているところでございます。

また、観光ルートとなっております交通量の多い町道につきましては、パトロールにより状況の把握を行い、通行に支障をきたす前に、木の枝や竹を伐採するよう努めているところでございます。また限定的ではございますが、法面の全面を根元から伐採することも行っているところでございます。

倒木や木や竹の道路へのはみ出しは、重大な事故につながる恐れがあることから、引き続きパトロールによる異常の把握や、事前の対策を行うことにより、安全な道路空間の確保に努めてまいります。以上でございます。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） やはり近隣の市町にですね、お願いする前にですね、やはり町内をしっかりと整備しなければならないと思っておりますが、確かにですね、根元から伐採されているところを最近結構あちこちで見かけるんで、その辺は着実に進んでいるのかなと。なかなか予算の関係もあろうと思うので、その辺は評価したいと思います。

私、個人的なことを言うとですね、私は世羅町の一番端っこに住んでおりまして、特に三次市に入ると途端にもう木がすごい県道なんですが生えておりまして、ちょっとでも雪が降ったりすると道路がもう通れなくなったりということが非常に多々ありまして、三次市もなかなか合併して大きくなったんで、予算的なところもありましょうし、なかなか周辺部まで目が届いてないのかなというふうに、普段から考えております。ところがですね、この県道45号線だったかな、基本的に三次ワイナリーであるとか、奥田美術館であるとか、そういうところからですね、平田観光農園を通して花夢の里からいろんな世羅のいろんな観光地へというような観光ルートになっていますので、ここはやはり三次市の部分も含めて、またこの45号線というのが、三次大和線になっていて、ちょうどフライトロードに直接つながるための道路みたいな感じになっておりますので、やはり三次市と緊密に連携をとって観光の入口というか、引っ張り込むところなので、ここは重点的にやっていただきたいというのを私は考えております。

是非ですね、三次の福岡市長に直接町長からお願いをしてもらえるのかどうか伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 近隣市町とのしっかり連携をとれということでございます。世羅町はかなり近隣市町と接する場所もございますし、県道においても、そこを利用して、各所へですね、観光のみならず、通勤等もされております。そういった箇所に危険な場所が生じるのであればですね、早速連携をとりながら行っていく必要があろうかと思えます。

昨日、定例の毎月行っていますけれども、郵便局の局長との懇談を行っており

ます。そのなかの一つとしてですね、通報制度、いわゆる配達をされている方々から、いろんな情報提供いただくという協定もありまして、その書面をお持ちいただきました。これは三次市のものをお持ちされました。FAXがいいのか、メールがいいのかというようなことでしたが、緊急であればお電話をいただきたいということにですね、ご連絡を申し上げたところでございます。やはり目視されて危険であると、いろんな案件があれば、町民、住民の方、また通行者の安全確保のためにはそういったことが迅速に行う必要があろうかと思っておりますということでした。やはりすぐに対応しなくても、これはこうしたほうがいいんじゃないかというような案件はですね、そういった書面において行っていただければ、町としてもそれをしっかり確認し、また今度はその案件に対してお返しがきちっとできるようなことになろうかということで協議もしたところでございます。

また、企画のほうでもLINEを通じた、そういった双方向でのやり取りという形というかですね、いわゆる危険箇所をすぐ通報いただけるような住民の方から、協定以外のところからもですね、行っていただくようなことがあろうかと思っております。市長に直接言うというのはなかなか難しいんですけども、やはりそれぞれ担当課において連携を持たせていただいておりますし、やはりフライトロードの話が出ましたけれども、各所においても、やはり危険な箇所というのは、私も、普段から使わせていただいておりますので、そういった箇所においてはお互い連携とれるような形にしていきたいと思っております。特に大雨降ると水路がやっぱり落ち葉が堆積して、水というか、雨が道路上を駆けって危ない案件もたくさんあります。これはもちろん倒木もあります。また草が繁茂していることによって、シカとかイノシシが飛び出るのが見えないという状況もたくさんある場所あります。そういったところも道路委託している県道、町道においては、除草をしっかりと今やっけておられますけれども、他の市町においてもまだ散見されますので、そういったところの連携とればいいかなと思ってございます。しっかりですね、安全なまちづくり、そして安心して通行いただけるような道作りに努めてまいりたいと考えております。

○5番（佐々木浩康）（挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 本当に県としっかり連携を取って、皆さんの通行の安全を確保していただきたいと思います。

最後に私が考えていることを述べさせていただいて、終わりにしたいと思うんですが、基本的には林野庁が、非常に怠慢であると私は考えております。元々で

すね、集落の構造というのは、田畑があつてその周りに家があつて集落ができますね。その周りに、針葉樹林、いわゆるスギ、ヒノキ、マツ、そういったものを植える。そうすると材木としてすぐ使えますのでその周辺部へ針葉樹林を植える。その奥は栗とかどんぐりとかといったようなものを植えるというのが日本の集落の基本的な在り方であつたんですが、ところが戦後ですね、木が足りないということで、復興するために木が足りないということで、大量のスギ、ヒノキを植えた。それを 80 年間ですね、戦後全く手をつけてないということで、これがまた花粉症の原因にもなっております。大体 7、80 年するとですね、スギ、ヒノキも寿命が近くなつてですね、花粉を大量に出すということが研究でわかっております。本来は、林野庁がしっかりそういったところを管理すべきであつたということが私の考えでございます。今後、なかなか国の予算等々もですね、緊縮財政は続くんじゃないか思っておりますので、町においてもできることから少しずつ確実にやっていただきたいというお願いをして、質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 森林行政について国の施策として、まだまだ進めるべきことがあるのではないかと考えてございます。私も国の林野庁と言いますか、山村振興の理事もしていますので、林野庁の関係者とは年に 2 回ぐらいはお話をするような会議もございます。世羅町において実を言うと森林で生計を立てられているというお宅は林業家、なかなか多くはいらっしゃいません。そのなかで過去に植えられたヒノキ、スギの木、放置されたものもたくさんあります。町道、県道沿いに確かに植林すれば、出しというか、搬出するのにも楽であります、ただ問題はですね、横に枝が行きます。となると、先ほど言われたようなトンネル状態の道路になってしまう場合があります、ヒノキ、スギをできるだけその道路から、やっぱりその分計算されてですね、その部分を植林される際に控えて植えていただければですね、なかなかそこまではいつてないのかなと思います。

今は、20 年周期で材として使える森林関係の苗木もできていますし、先ほど花粉の話もされましたけれども、今、国においても花粉の出ない、出にくい、そういったスーパースギをですね、進められていてですね、世羅町においてもその苗木を作る場所ができていくということで、かなり先進的な事業も世羅で行っていただいています。ただ、植える箇所としては世羅町はどちらかというと、保安林が多くございます。やはり管理をしなくて済むといったところも含めて、そういっ

た過去において、そういう登録登記をされたところも多くございますので、できれば水源涵養、また安全対策、特に直根型の材を使ったほうがですね、地滑り等も少ないということも含めて、山の急傾斜に植えられる場合は、そういった安全対策を講じながら、なおかつ林道整備等もまだまだ進んでないところ多くございます。そういったところと併せて今後、森林行政、いわゆる森林組合を中心にいろいろ努力もいただいております。新たに森林環境税ができましたが、ひろしまの森づくり事業と併せて、世羅町が森林の部分においても、また水田においても、道路においても、環境の良い場所になっていく必要があるかと思います。さまざまな場所においてですね、私もそういった役割の中で声を上げていければと考えているところでございます。

○議長（高橋公時） 以上で5番 佐々木浩康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時20分いたします。

休 憩 10時05分

再 開 10時20分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて引き続き一般質問を行います。

次に 終活支援の取組みを 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

以前ある町民の方が亡くなられた際に、生前長年にわたってその方のお世話をされていた方からご相談がありました。「一人暮らしで頼れる身内のない、〇〇さんが亡くなられました。

成年後見人を立てられていたので後見人の方にご相談したんですが、亡くなられた時点で一切のお世話ができなくなるんですと言われてしまいました。お世話をしてあげたいと思っても、身内ではないので引き受けるわけにもいきません。どうにかならないでしょうか。」というご相談でした。

葬儀・埋葬をはじめ、住居の処分、仏壇や家財の処分など、やらなければならないことはたくさんあるにも関わらず、「誰が、何を、どこまで」やるのか、やっていいのか、やってはいけないのか。専門の方にお問い合わせるとしたら、その費用は誰が、どこからどのように出すことになるのか。

このことに関して、町民課、福祉課をはじめいろいろなところに問い合わせをしましたが、申し訳ないことにほとんど何もお力になることができませんでした。

日本は、家族・親族がいることを前提とした対応がきわめて多く、これまでそれが当然のこととされてきました。しかし、今や3世代同居は少なくなり、家族やお墓の核家族化も進んでいます。少子高齢化社会の中で、家族の人数が減り、親族も高齢化してきています。家族や親族が大都市に移住して、互いに遠距離となり、お墓も核家族化して、同居した家族以外は入らなくなるなど、家族・親族の力やつながりが弱くなってきているのが現状ではないでしょうか。

20年ぐらい前から、全国的に「身元がわかるにもかかわらず引取り手がない遺骨」が急増しているようです。30年ぐらい前までは、引取り手のない遺骨といえば、そのほとんどが「身元不明の遺骨」だったと言われています。では、なぜ近年では「身元がわかるにもかかわらず引取り手のない遺骨」が急増したのでしょうか。

人間関係が希薄になり、家族・親族の力やつながりが弱くなってしまいました。また携帯電話の急速な普及により、固定電話の数は減り続け、親族などの連絡先がわからなくなったことが大きな原因とされています。つまり、つながりたくてもつながれないという現状があります。

自治体の側も、以前のように住民票と戸籍、更に戸籍の附表、これは戸籍が作られた時点からの住所の移り変わりを記録した書類で、異なる市区町村間での住所変更も記録されているものです。これをたどって親族の氏名や住所を調べ、更にN T Tの電話番号案内などを駆使しても、固定電話の番号を電話帳に載せていなかったり、固定電話自体がなかったり、番号案内が事実上機能しなくなっていて、親族までたどりつけない状況にあるとも言われています。

このことに早くから問題意識を持ち、解決のための先進的な取組みをされているのが、神奈川県横須賀市です。解決のための施策として平成30年から「終活情報登録伝達事業 私の終活登録」と「エンディング・サポート事業」を展開されています。

今回は、この終活支援の取組みについて提案を含め、何点か質問をさせていただきます。

冒頭でお話させていただいた方を例としていえば、一人暮らしで身寄りもなく、突然亡くなられたということもあり、誰にもご本人の意思はわかりません。葬儀をどうしてほしいのか、埋葬はどういった形でどこにしたいのか。その結果、本人の意思とは関係なく、墓地埋葬法第9条などのルールに従って、淡々と処理

され、無縁納骨堂に納められることになります。この時、亡くなられたご本人の人権や尊厳はどうなるのか。また、亡くなった後の事務処理についてはどうするのかというのが問題になります。

そこでまずはじめに本町において、一人暮らしの身内のいない方が亡くなった場合の対応はどういった流れになるのかお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の終活支援の取組をについてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、事例を挙げていろいろと質問いただきました。近年では、そういった方々も増えてきておりますが、また相続放棄といった形のものも多く見受けられるような時代となってきました。いわゆる家族のつながりが希薄になるというところ。またさまざまないろいろな条件もあるわけでございましょうけれども、一人暮らし、独居の方も多くいらっしゃいます。そういったなかで地域とのつながりをしっかりしながら、成年後見人も立てられながら日々の生活を送っていただいている方もいらっしゃいます。そういった終活という部分においては近年では多くの講演会もいただいたり、また相談業務もしっかり進めているところでございます。

議員の質問の中に本町においての一人暮らしの身内のいない方が亡くなった場合の対応はどういった流れになっているのかについてお答えをさせていただきます。

世羅町で亡くなられた方のご遺体の埋葬又は火葬を行う方がおられないとき、または判明しないときは、死体取扱規則に基づき、福祉課でご遺体を引受け、墓地、埋葬等に関する法律第9条及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条の規定により葬祭業務を執り行います。火葬に必要な棺、遺体運搬等のための費用は公費で負担をいたします。御骨は、世羅町火葬場やすらぎ苑納骨堂へ一時保管をし、葬祭業務執行後に、相続人調査を行い、相続人がおられる場合は御骨の送致及び火葬等に要した費用を請求する流れとなっておりますところでございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 今ご説明をいただきましたが、本町において、これまでにそういったケースは実際にあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 本町におきましては、これまでに、現在やすらぎ苑納骨堂への御骨の安置につきましては、1件、遺留品について1件を保管中でございます。また、相続人に請求をさせていただいた件が1件ございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先般お伺いをしたときに、一旦お預かりをしてその相続人を探したときに、その相続人の方が、引き取られる方が見つかって、現在ではないというふうに伺っていたかと思うんですが、実際には、そこにまだご安置というか、納骨堂にいらっしゃる方があるということなんですね。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 松尾議員がご来庁いただいた後に再度調査をいたしましたら、現在、御骨が1件、また遺留品が1件ということでお預かりをしています。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 世羅町でもやっぱりこうしたケースが出てきているということでございました。今後ますます一人暮らしの方は増えていくものというふうに考えます。こうした状況を踏まえ、本町においても、終活情報登録伝達事業を実施すべきではないでしょうか。この終活情報登録伝達事業というのは、本人が元気なうちに本人の希望と同意に基づいて、あらかじめ終活に関連する情報を自治体に登録し、万一のときには、自治体が本人に代わって、病院、警察、消防、福祉事務所の4者及び本人が指定した方からの問い合わせに対して登録内容を開示し、回答するというものです。

横須賀市では、10個の項目、まず1点目本籍、本人の氏名や住所・生年月日。2点目に緊急連絡先。3点目に支援事業者や地域の終活サークルなどの地域のコミュニティ。4点目にかかりつけ医や飲んでいる薬、またアレルギーの有無、血液型。5点目には延命治療についての意向を記した書類、リビング・ウィルの保管場所。6点目終活ノートの保管場所、預け先。7点目として臓器提供の意思の有無。8点目葬儀、納骨、遺品整理の生前契約先、検体の登録先。9点目、遺言や遺言書保管場所と、その保管場所を開示する回答者の指定。10点目として、墓の所在地を登録し、さら11番目として、自由項目を設けて柔軟に記載登録できるようになっています。これは全ての項目を登録する必要はなく、登録したい項

目のみを選び、登録をします。

また、登録後も、変更、追加、削除、またこの登録自体の取消しなど全て自由に行えるようになっていきます。いざというとき、後見人となることが多い弁護士、税理士、司法書士などのいわゆる士業の方や、金融機関、大学、民間企業、非営利団体など、さまざまな方々からこの事業が重宝されているようです。2018年1月、国立社会保障人口問題研究所は、2040年には全世帯の4割が一人暮らしになると発表しています。今後、孤立は一層深刻化していくと考えられ、この国始まって以来の引取り手のない遺骨の増加という事態がもう目の前まで迫ってきているのです。これは本町においても決して例外ではありません。

そこで、終活情報登録伝達事業実施についての見解をお伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 2点目の「本町においても「終活情報登録伝達事業」を実施すべきであるとするが、見解は」についてお答えいたします。

世羅町では、地域包括支援センターにおきまして、総合相談支援事業として、町内にお住いの高齢者等に関するさまざまな相談をお受けしております。その際に、65歳以上の単身高齢者の方の終活の相談についても支援を行っております。また、尊厳を守る仕組みの一つとして、ご本人が意思をまとめ、死後の手続きなどに関して明らかにするエンディングノートの普及が必要と考え、福祉課では、地域サロン等でのアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発と併せ、希望される方へは、「終活ノート」を無料で配布し、活用方法をご説明させていただいております。

また、県内では、三原市と東広島市がこのエンディングノートに記入された内容を補完するために「終活情報登録事業」に取り組まれておられます。今後も引続き他市町の事例などを調査・研究し、高齢者の皆様が安心して相談いただける体制づくりと支援サービスの構築に努めてまいります。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先ほどのご答弁の中で、終活相談の支援を実施されているというご答弁がございました。相談件数はどれくらいあったのでしょうか、お伺いいたします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 世羅町のエンディングノートにつきまして、終活ノートの配布は平成 31 年度から行っておりますが、これは積極的に皆様に配布をするものではございません。窓口で終活等に関するご相談に来られた際に配布をさせていただいておりますが、その件数、配布冊数が 325 冊となっております。

○9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） 325 冊ということは 325 人の方が終活の相談に来られたということになりますよね。やっぱり終活ということに関して、皆さん関心が高いのではないかというふうに思います。先ほどのご答弁の中で、アドバンス・ケア・プランニングの普及というご説明がございました。このアドバンス・ケア・プランニングというのがすごくわかりにくいかと思うので、このご説明を少し具体的に、どういったことなのかというところをご説明いただければと思います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） このアドバンス・ケア・プランニング、ACP と呼んでおりますけれども、厚生労働省が 2018 年にその愛称を「人生会議」として普及啓発をしておるものでございます。このアドバンス・ケア・プランニングは、命の危険が迫ったときに、医療・ケアを自分で決められなくなる事態に備えて、人生の最期まで自分らしく生きるための意思決定支援を目的として作られたものでございます。

○9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） ありがとうございます。その ACP、アドバンス・ケア・プランニングと、またちょっと少し似た感じのリビング・ウィルという言葉もございますけれども、これは延命治療などをどういうふうにするのかということを中心にきちんと登録するか、書いておくという事前申請書みたいなものですけれども、そういったものを利用しながらこのエンディングノートを作ったりとか、終活に対して進めていくということがございます。この東広島市では、本年 2 月から、また三原市では本年 5 月から終活情報登録事業を開始をされています。先ほど課長のご答弁の中にもこの説明がございました。

原則 65 歳以上で身寄りがないか、近くに頼れる親族がいない市民が対象で、登録は無料で行われています。この事業は今後も導入される自治体が増えていくものというふうに考えます。1 日も早い実現に向けてご検討いただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

一人暮らしの、身寄りのない低所得者の高齢者が本人の意思を誰かに伝えることなく亡くなった場合、亡くなった後の遺品や住居については、誰が費用を出してどのように処理するするのか。この課題解決のための事業が、「エンディング・サポート事業」です。横須賀市で、衝撃的な出来事がありました。ある 1 人の高齢男性が自宅で亡くなりました。市は特段供養などはせず、市のお金によって早急に火葬し、遺骨は市の無縁納骨堂に納めました。ところが、後日、その方の遺書が見つかりました。そこには、「私は、死亡の時、15 万円しかありません。火葬、無縁仏にしてもらえませんか。何卒お願いいたしますと書いてあったそうです。

「本人の尊厳を守る」というという事を考えた時、市の職員たちは、「本人が元気なうちに、市が本人の思いを聞いていれば、望みどおりの葬送を実現できたのではないか」「市民が亡くなったのに、生前、何の希望も聞いておかなかったばかりに、死後、本人の思いとは、無関係に、無縁納骨堂に納める。こういうことを繰り返していいのか。いいはずがない。」と痛切に感じたそうです。

横須賀市では、この出来事がきっかけとなって、「エンディング・サポート事業」が始まりました。

この「エンディング・サポート事業」事業の概要ですが、①として事業要件に該当する市民が低額、これは生活保護法の葬祭扶助費に納骨費用を含めた金額で、火葬から納骨までの希望の葬送を市と協力葬祭事業者が連携して実現させるプランをまず立てます。本人は事業者と「死後事務委任契約」を結び、費用を事業者に生前あらかじめ納めておきます。契約後、市と協力業者は、安否確認をし続けます。本人の死後は、葬儀社とともに市の職員が納骨などを見届けるというものです。

また、このエンディング・サポート事業は民間の業者を圧迫しないために、事業要件には 5 つの条件が付けられています。①点目として低所得である。②点目には資産、預貯金が少ない。③点目に頼れる家族がいない。④点目に高齢である。または、障がいがある。⑤点目に横須賀市民である。こういうものです。

このようなエンディング・サポートがあれば、冒頭でお話した方も、もっと違

った最期を迎えられたのではないかと思えてなりません。

一方で、「親族義務」を強化すべきだといった意見もあるようですが、はじめにも述べましたが、そもそも死後の対応を何でも親族に頼るということ自体が難しくなってきました。時代を元に戻すことはできません。まずは本人が元気なうちに、本人自身の思いを行政としてもしっかりと聞いて、亡くなった後、その想いをサポートすれば、本人の尊厳を守れるのではないのでしょうか。本町でも終活情報登録事業とあわせ、エンディング・サポート事業を実施すべきであると考えますが、見解をお伺いします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 3点目の「本町においても「エンディング・サポート事業」を実施すべきであるとするが、見解は」についてお答えをいたします。

独り暮らしで身寄りのない高齢者など、死後の手続きに不安を抱いておられる方が多くいらっしゃることは認識をしております。ご紹介いただきました横須賀市の事例をはじめ、自治体が行う終活支援について幅広く情報の収集に努め、葬儀等に関する生前契約の支援なども含め、関係機関からのご意見などもお聞きしながら、世羅町としてどのような取組みが可能となり、効果的で効率的なものとなるのか検討してまいります。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 世羅町でもエンディングノートを作られているということで、私も1冊先日いただきましたけれども、三原市のエンディングノートも取寄せてみました。三原市はエンディングノートという名前ではなくて、「未来ノート」というふうに名前を付けられておりました。世羅町と三原市との違いというのがどこなのかなというふうに私もずっと見ていたんですけれども、私の個人のプロフィール、情報というところで、名前でありますとか、生年月日でありますとか、住所とか本籍とか、そういうところ是一緒なんですけれども、三原市のものにはメールアドレス、パソコンのパスワード、それから携帯電話の番号とパスワード、タブレットのアドレスとパスワード。そういったものがきちんと明記できるようになっております。今、高齢者の中でも、パソコンを使われたりとかタブレットを持っていらっしゃるとか、携帯電話を持っていらっしゃる方もたく

さんいらっしゃるかと思います。

亡くなったときに一番に問題になるのは、携帯電話を解約しようと思っても携帯電話自体が開けないということが、かなり問題になっておりまして、こういったものもきちんと登録をして伝えるということは非常に大事で親子であっても、お母さんの携帯電話の開き方がわからん、パスワードがわからんということが結構あるようです。特に今は電子マネーというか、そういうものも携帯の中に入っていたりとか、そういうこともありますので、世羅町のこのエンディングノートの中にも、こうした情報を登録する、書き込むようなことが必要になってくるのではないかなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 議員ご指摘のとおり、個人情報が多数格納されているパソコンやスマートフォン、また記憶媒体といったデジタル遺品の廃棄やネット開設したサイトの閉鎖、サブスクの解約、こういったものでご遺族がサービス提供元に連絡をし、解約の手続きを行う必要がございます。これには大変苦勞されているということのお話も、多々お聞きをしております。

福祉課といたしましても、先進的な三原市等、他の自治体にならって、現在ある終活ノートの再編を考えていきたいと思います。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 横須賀市では、同居家族のいない高齢者が緊急搬送された際に、終活情報として登録していた親族の連絡先を伝えることで入院ができたり、エンディング・サポート事業と終活登録事業を併せて利用することで、本人が意識のない状態で入院した際、病院からの問い合わせに対して、リビング・ウィル、延命治療やケアの希望など生前の意思表示を伝えることができたため、本人の希望通りに終末医療ができ、亡くなった後は契約していた葬儀会社で葬送することができたというふうにお伺いしております。

横須賀市のように高齢者が安心して人生の最期を迎えられるよう、終活情報登録事業とエンディング・サポート事業の1日も早い実現を強く要望して、この項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） では最後まとめさせていただきます。松尾議員がいろいろとご提案いただきました他市町の事例を挙げていただきましたように、やはりいわゆるエンディング、自分の死後のことも考えて、いろいろと他人様に迷惑をかけないようにしようという一つの尊厳という部分と、また自分のこれまでの生きた証とともに、またきちっと整理をしておくという、一つ流れをですね、町としてもしっかり支援をしながら、そしていざ何かあった際には、そういった情報を基に、その方のこれまでの思いを大切にしながら進めていく必要があるかと思えます。

終活においても、またそういったサポートそれぞれにおいても町だけではできない部分もございます。多くの方のそういった情報、いろいろと入れていく中ではそういったセキュリティの部分も一つ大切にしながらやっていく必要があるかと思えます。

高齢者のみならずですね、いつ何があるかわからない。いざ、家族に不幸があった場合には窓口においてかなり混乱をされている親族の方もたくさんいらっしゃると思います。そういったところも丁寧に説明をさせていただきながら、高齢者に限らずといったところも含めてですね、町としてもしっかりそういった手続きがきちっと行えるような仕組みを築き上げていかななくてはならないと感じております。

○議長（高橋公時） 次に 授乳室の設置と授乳室に「搾乳できる」の表示を
9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。物品の持ち込みについてこれを許可しております。

○9番（松尾陽子） 産後の母親の中には、「赤ちゃんが入院中」であったり、「産後すぐに仕事に復帰した」などの事情により、外出先などで自ら母乳を搾る「搾乳」が必要な人がいます。

かつての私もそのひとりでした。次男は羊水混濁で吸引分娩によって生まれました。出産後の検査で感染症の疑いがあるということで、急遽保育器に。私は、1週間で退院できましたが、息子はまだしばらく病院に残ることになり、搾乳しては冷凍して病院に届けました。

赤ちゃんに授乳しない場合でも、母体では母乳が作られるため、定期的に「搾乳」する必要があります。母乳がたまった状態を放置すると、痛みが生じたり、乳腺が詰まって乳腺炎を発症する恐れもあります。また最悪の場合には母乳がなくなってしまうこともあります。

多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることのできる「授乳室」の設置が進んできていますが、授乳室で「搾乳」ができることについては、まだ一般の理解が進んでいません。

かつての私のように、入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要のあったあるお母さんは、一人で授乳室で搾乳をしていた時に、「赤ちゃんが一緒にいないのに、一人で一体何をしているの」と、さも目的外利用しているかのような心ない言葉を投げつけられたことがあるそうです。

また産後に職場復帰をする女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解が課題となっています。

本町では、現在、役場の庁舎にも、子育て支援課のある保健福祉センターにも、残念ながら授乳室はありません。町内の商業施設などにもほぼ授乳室はありません。

女性が出産後安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して授乳や搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

そこで、奥田町長にお伺いいたします。出産や子育てへの支援を充実するため、まずは庁舎内に授乳室を確保し、授乳やおむつ替えはもちろん、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取組むべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 答弁前に失礼します。先ほどの項目にこのことについて訂正とお詫びを申し上げます。『授乳室の設置と授乳室に「搾乳（さくにゅう）できる」の表示を』に訂正させていただきます。失礼いたしました。

それでは答弁をお願いします。町長。

○町長（奥田正和） それでは松尾議員の2問目にございます。授乳室の設置と授乳室に搾乳できるの表示をのご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃられますように現行政、世羅町役場についてはですね、そういった施設をきちっとした措置ができていない状況でございます。

さまざまな大きな施設に行きますと、もちろん授乳室がある場所もありますけ

れども、なかなか搾乳という考えについては、私どももそういった思いが普段なかったというところは反省しているところでございます。議員おっしゃられるように、就業の部分、きちっと育休が取れる場所もあれば、そうでない場所もあったりしてですね、搾乳の機会を職場に求められることは多くあるかと思っ
てい
るところでござい
ます。安心してそういった我が子に対してですね、そういった母乳を提供できるような形作りというのが必要であろうかと思っています。

まず私に答弁を求めていただきました授乳室の設置と授乳室に搾乳できるの表示について1点目、そういった環境作りに取り組むべきであるというご質問でござい
ます。

現在役場庁舎内の授乳室はございませんが、今現状あるのはオムツ替えについて、1階多目的トイレに1台ございまして、どなたでもご利用いただける状況にはな
ってござい
ます。

出産をされた女性が赤ちゃんを連れての外出や、赤ちゃんが入院中など、さまざまな理由で授乳・搾乳を必要とするお母さんが、周りの目を気にせず、リラックスして授乳、搾乳できる環境については、お母さんの心身の負担を軽減し、安心して外出するために必要であると認識してござい
ます。専用の授乳室、搾乳室は難し
くても授乳、搾乳をするためのスペースの確保などをしっかり検討してまいりたいと考えておるところでござい
ます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） スペースの確保を検討すると、今、ご答弁ございました。具体的にどういったことをお考えでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 子育て支援からお答えします。現在の本庁舎におきまして、部屋の確保というのはなかなか、部屋の設置というものは難しい状況でござい
ますが、たとえば、今、Webの小さな会議室などがござい
ますけれども、子育て支援課で思っているのは、その会議室に小さな赤ちゃんが乗せられる簡易ベッドなどを持ち込むような対応も可能であるかなと思っ
てお
ります。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 是非、お願いいたしたいと思います。次に、本町における現状についてお伺いをいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 2点目の「本町における現状は」についてお答えいたします。

子育て支援課が行う事業や子育て広場では、午前から午後にかけて行う事業がございます。その際には空いている部屋を確保し、仕切りや柔らかいクッションマット、消毒液などをご準備し、授乳やおむつ替えなどを行っていただいております。

また、保健福祉センターにおきましても、授乳、搾乳ができる旨のお知らせを行いながら、スペースの確保など引き続き子育て支援課で対応してまいりたいと考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 授乳、搾乳ができる旨のお知らせを行うというのは、このような授乳できるマークの表示ということでしょうか。それとも単に周知を図るという意味でしょうか、その点について伺いいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） お答えします。この度、松尾議員のほうからご指摘いただきまして、早速、搾乳できます、授乳できますのマークと、ご希望の方は子育て支援課へお声がけくださいという表示を、子育て支援課の場所を表示するものと、その看板にですね、お知らせするものに一緒につけさせていただきました。今までもお声がけいただければ対応はしていたところですが、周知のほうできておりませんでしたので、早速、取組まさせていただきました。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 早速の対応をしていただいたということで、大変感謝しております。

では、3問目に移らせていただきます。保健福祉センターの拡張工事をきっかけとして、授乳室がこのたび設置されるというふうに聞いております。是非、その授乳室に搾乳を可能とする、この搾乳ができるというマークの表示を設置していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 3点目の「保健福祉センターの拡張工事をきっかけとする、授乳室の設置及び搾乳を可能とする表示の考えは。」について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、授乳室の設置につきましては、保健福祉センター内の施設改修、増築工事において整備していく計画としております。

授乳、搾乳ともに子育て環境には大変大切なものでありまして、議員ご指摘の点につきましては、実施の段階においての室名表示の方法に反映してまいりたいと考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 室名表示の方法に反映するという事は、搾乳できるマークを設置していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤井博美） 現在も部屋がないところでは表示しておりますが、部屋ができましたら、もちろんどちらも搾乳も授乳もできますし、男性の方のご利用も可ということで、表示したいと思っております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 大変前向きなご答弁をいただきました。新しく整備される授乳室に必ず搾乳できるマークの設置をしていただきますとともに、現段階においての授乳、搾乳スペース確保を検討することについてもご努力いただきますようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（高橋公時） 以上で、9番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

次に 地域に雇用を創出し、人の流入と定着を 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので発言をさせていただきます。

まず、秋の実りの季節を迎え、町内のあちこちで稲刈りに追われ、忙しい毎日を過ごしておられる方も多いと思います。今年もこうして、収穫の喜びを分かち

合えるのは、地域の皆様のたゆまぬ努力のおかげとっております。改めて感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。そんな実り豊かな季節に、本日は町のこれからについて一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは早速、項目 1、地域に雇用を創出し、人の流入と定着をであります。質問の要旨、「サテライトオフィスの誘致」と「二拠点居住の推進」、そしてそれらを通じた人口戦略と地域再生の在り方、交流人口の増加について、町の見解を伺います。

わが国全体が直面している「少子高齢化」や「人口減少」という構造的な課題は、地方の将来にとって極めて深刻です。特に本町のように自然と農業資源に恵まれた地域においては、人と企業の新たな流れをいかに呼び込み、つなぎとめるかが、地域の持続可能性に直結する重要課題となっております。

そうしたなかで、本町が現在進めておられるサテライトオフィスの誘致は、単なる「企業を呼ぶ」取組みにとどまらず、都市部の人材や情報、そして新しいライフスタイルを地域に呼び込む起点として、極めて大きな意味を持っていると私は考えています。

特筆すべきは、前回の産業建設常任委員会で言われておりました。町が従来の「箱もの主導」から脱却し、企業のニーズや行動様式に即した柔軟な対応へと舵を切られた点でございます。企業にとっての「自治体との連携」ではなく、「自由で快適な拠点」としての環境づくりを重視される姿勢は、極めて現代的で戦略的であると高く評価をしております。この動きは、言い換えれば、「企業誘致の先に、関係人口や定住人口をいかに生み出していくか」という、人口施策と経済施策の交点とも言えます。

また、関連して、都市と地方の 2 つの拠点を行き来する「二拠点居住」への注目が高まっており、本町においても、豊かな自然や人とのつながりを求めて、滞在を希望される都市住民との関わりが生まれつつあると感じております。

政府が進める「デジタル田園都市国家構想」の理念を体現するように、本町が働ける田舎、つながれる田舎としての可能性を育てていくためには、サテライトオフィスと二拠点居住を一体で捉え、空き家活用や通信インフラ整備なども含めた地域戦略が求められると考えます。

そこで、以下の点について町の所見をお伺いいたします。

(1) 町内での働き口が少ないことにより、進学後に町へ戻らない若者や、就職のために転出せざるを得ない若者が多くいる現状について、町はどのように課題を認識しておられるのか伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 上本 剛議員の地域に雇用を創出し、人の流入と定着をの
ご質問にお答えをさせていただきます。

まず議員おっしゃいましたように、町の施策としてですね、二拠点というところ
もありますけれども、さまざまなサテライトオフィスを含めた起業される方々
の誘致をですね、進めているところでございます。以前にも申し上げましたが、
100人働く場の工場誘致というのはなかなかできない。となると、今回光ファイ
バ整備等も含めた100人の方の起業家といったところの、また世羅町を選んでい
ただけるような状況を作っていく必要もあろうかというふうな思いもしており
ます。

前々からベッドタウン構想ということで、世羅町に働き場所がない場合は、近
隣市町への通学・通勤という形で、そういった補助制度もいろいろ設けさせてい
ただいております。またそれについても拡充等のほうもですね、いろいろご意見
を賜ってきたところでございます。

そんななかで先般、昨日ですか、たまたまちょっとお話を聞いたのがあるんで
すけれども、今、世羅町に家を構える方が多くいらっしゃるといったところ。特
に団地が一つできまして、そちらのほうに14軒立つそうです。こちらに住まわ
れる方の状況を見ますと、世羅を選んで世羅に住みたいという方もいらっしゃる
ば、世羅で農業をしているんで、よそから通ってくるのが大変だから、世羅に家
を建てて、世羅に住んで農業をしようと言ってくださった方もいらっしゃるそう
で、空き家バンクというよりも、もう既に自分の住む家をですね、新築しよう
という思いに至ったそうでございます。結構そういった点が今後進んでいけばとい
うふうにもちょっと嬉しく思っているところでございますし、また前々から世羅
をインターネット等で見ていたといった方がですね、これまで他の市町で働いて
いたと。他の市でですね、大きなところで。前々から世羅に関心持っていたんで、
世羅で働きたかったというので、世羅にそういった職場を求めて来たんだとい
う方もいらっしゃるしまして、本当嬉しく思っています。そういったイメージ的な
もので、選んでいただいたものもあります。自然の中でしっかりですね、自らが
しっかり職というところよりも、自分の生活を行いたいという、そういった方が
おっていただくところがまた大きな一つの関係人口を含めた、そういったPRの
関係になるかと思っているところでございます。

1点目ちょっと長くなりましたけれども前置きが。町内での働き口が少ないこ

とにより、進学後に町へ戻らない若者や、就職のために転出せざるを得ない若者が多くいる現状について、町の課題認識について、お答えさせていただきます。

本町における人口減少の要因は、死亡による自然減少や町外への転出などですが、中でも、若者が進学後に戻らない、また就職のために町を離れるという現状は、非常に重要な課題として認識しているところでございます。

こうした状況が続くことにより、町全体の活力が失われるだけでなく、労働力不足による地域経済の衰退、地域の担い手不足などさまざまな分野において問題が生じると考えております。このような課題に対応するため、総合戦略を通じて仕事の場の創出や若年層の定住のための通勤助成などの支援も行い、若者の地元回帰の促進に取り組んでいるところでございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） なかなか若者が帰ってくるのは難しいと思うんですが、そのなかで通勤助成されていると。これはなかなか良い施策であったと私は思っております。いろいろな質問もさせていただきました。それ以外にですね、取組みの中で特に効果があった事例や今後更に工夫しなくてはいけないというものがありましたらお答えください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。ご質問につきましては、今世羅町で行っております若年者遠距離通勤助成以外に効果のあった施策はというご質問かと思っております。

若年者ということで限ったことではございませんが、世羅町で移住定住施策として行っております空き家・空き地バンク制度、これにつきましては近年は少し契約の成立件数が少なくなっている傾向もございしますが、若年者のご相談も一定数あるところでございます。併せまして、現在、第3次まちひとしごと創生総合戦略を策定中でございます。ここの総合戦略の中に、若者の地元回帰の促進を目指すということを目指し、現在総合戦略策定中でございまして、今後は移住者施策に加えてUターン促進の支援制度も検討している、そういった状況でございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） 若者の皆さんが帰って来られるようにいろいろなことを考

えていただきたいと思います。そしてまた空き家のことに関してはですね、また次に、質問させていただきますので、次の質問にまいります。

（２）新たに見直されたサテライトオフィス誘致事業について、企業が拠点を開設した場合、それが地域への定着や定住促進へ確実につながるためには、どのような支援策や仕組みが必要であるとお考えでしょうか。また、通信インフラや交通利便性、空き家の分布状況など、現状の条件を総合的に踏まえ、町内のどのエリアに企業拠点を戦略的に誘致すべきとお考えか。地域バランスの観点も含めてお示してください。更に、これまで誘致企業や外部専門家から寄せられたご意見には、具体的にどのようなものがあって、それらをどのようにサテライトオフィス事業に反映してこられたのか、町のこれまでの取組みと今後の方向性について伺います。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） ２点目「サテライトオフィス誘致事業について」のご質問にお答えいたします。

企業が拠点を開設された後、それが地域に根付き、働く人々の定住へと確実につながるためには、単に「場所を提供する」だけでなく、人と人とのつながりを生み出す支援が不可欠だと認識しております。

具体的な支援策としましては、商工会などと連携し、地域住民そして町内企業との交流が重要と考えております。たとえば、地域のイベントへの参加を促したり、互いのビジネス課題を解決するためのビジネスマッチングを支援したりすることで、企業が地域との接点を増やし、地域の一員として溶け込めるよう支援してまいります。

町内のどのエリアに企業を誘致すべきかにつきましては、町内全域で光インターネットサービスが提供されているという強みを活かしまして、特定のエリアに限定するのではなく、企業の多様な要望に応じた場所で事業展開ができるよう支援してまいります。

これまでの誘致企業や外部専門家から寄せられたご意見につきましては、特に多かったのは「コロナ禍でリモートワークが一般化した結果、企業は必ずしも物理的な拠点を地方に置く必要がなくなった」という意見でございます。

このご意見を受け、町は「箱もの」ありきの発想から「まずは町の課題解決のため、業務委託も視野に入れ、企業との関係性を深め、誘致につなげていく」という新たな取組みを進めてまいります。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） ちょっと聞いて残念な点があったのですが、後でちょっと質問させていただきます。地域ですね、イベント参加や交流促進というものはいいとします。企業ですね、従業員の方々がおられますので、企業には従業員の方々がおられます。その方々が世羅町に来ていただいたときに、たとえば住宅支援とか子育て環境の整備、交通の利便性の改善など定住を後押しするための具体的な支援メニューがはっきりと明記されれば、世羅町を誘致先に選んでもらえるのではないかと私は思うんですが、今後そのような展開というものはないんでしょうか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。定住に向けましては、子育て支援メニューとかそういったところをですね、各課のほうでも講じておりますし、またそういうものをホームページ等でもお示ししているところでございますが、商工観光課としましても、そういったものを総合的に提供できるように、努めてまいりたいと思います。

○ 8 番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） サテライトオフィスの誘致のときにですね、そういうことをしっかりと明記していただければ企業の方も世羅町はいいとこなんだなということであっていただけると思いますので、是非とも明確に明記していただければと思います。そしてですね、答弁の中でありました、まずは、町の課題解決のために、業務委託も視野に入れてという答えがございました。残念だなと思ったのはまずは町の課題解決のために誘致企業は利用する。こういう考えではいけないということを前の産業建設常任委員会ではしっかりと言わせていただいたと思うんですが、そこで変わったなというふうに思っていたんですけど、またこのように戻ってきました。企業というものはですね、誘致するのでしたら、町のためじゃなくてやっぱり企業は企業のためにやっていきますので、このような言葉を付け加えていただくのはものすごく僕は残念な気持ちになります。この考えを改めていただくという考えはございますか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。この業務委託についても視野に入れてと言いますのは、まずサテライトオフィス誘致に取り組む中でわかってきましたことは、企業が持っているいろんなノウハウ、それを地域課題の解決に、是非使いたいと。そういったところが企業とのマッチング、そういうマッチングイベントにも参加する中で、町と企業の思いが一致する、そこを見出すと。そこで企業が是非世羅町で、その企業の取組みを発揮しよう。また、世羅町の課題はこういうものですよというところでマッチングした中で、事業を進めていく中で、新しく縁を作っていく。その縁をもとに、その企業も世羅町のほうへ進出していただくと。そういう流れが非常に有効であるという認識に基づくものでございます。必ずしも業務委託を先行してという思いではございませんので、そういう思いでございます。

○８番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） ８番 上本 剛議員。

○８番（上本 剛） ここで何回も同じこと言っても駄目なんですけど、町の課題解決のために企業を使うんじゃないんですね、企業さんが来ていただくためには、企業の側が使いやすい町にしていけないといけないんです。町の課題解決するためにマッチングとかってよく言われるんですけど、私マッチングの意味がよくわかりませんが、町の課題を解決するために企業を使って誘致するわけではなくて、企業が世羅町に来たいから、来ていただいて、起業をしていただく、仕事をさせていただくという形にしないと、そのマッチングを待っていたんでは、なかなか進みませんので、その辺の考えを改めていただいて、町の課題解決ありきではなく、企業寄りのほうで考えていただければいいなと。前の産業建設常任委員会のときにはそちらのほうに寄っていたんじゃないかなというふうに私は受け止めておったんですが、今回聞いてちょっと残念な点があったと思いますので、そこら辺をよく考えていただいて、サテライトオフィス誘致事業に生かしていただければありがたいなと思います。それでは３番目にまいります。

二拠点居住は、移住よりもハードルが低く、法律の施行やリモートワークの普及により注目されています。町においても、交流人口の拡大や定住促進に向けた重要な施策であると認識しています。

二拠点居住の推進については、空き家の活用が、その推進の大きな鍵となると考えます。町としても空き家バンク等を活用し、柔軟かつ積極的な対応が求められるのではないのでしょうか。

そこで、二拠点居住を視野に入れた制度設計や空き家活用の具体的な方策につ

いて、町の見解を伺います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 3点目「二拠点居住を視野に入れた制度設計や空き家活用の具体的な方策について、町の見解は」のご質問にお答えいたします。

現在、世羅町の空き家・空き地バンク制度は、空き家等の情報を広く提供し、利用希望者とのマッチングを図ることで、町への移住・定住による地域の活性化の促進を目的に運用しているところでございます。現時点では二拠点居住に特化した町の施策は行っておりませんが、二拠点居住の希望者につきましては、空き家バンクと不動産業者の両方に物件登録されている物件であれば、所有者様のご意向を最優先に考えたうえで、町の空き家バンク制度としてではなく、不動産業者を通じて二拠点や賃貸などの契約をご検討いただいている状況でございます。

二拠点居住は、関係人口の創出や空き家の利活用というメリットがある一方で、住民票がない自治体での行政サービス利用や地域住民とのコミュニケーション等の課題がございます。二拠点居住を目的とした空き家バンク制度の拡充につきましては、まずはニーズ把握や他自治体の事例研究等を進めてまいりたいと考えております。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 町としてはやってなくて、不動産を通してやっておられるということを聞いて、とても安心をいたしました。進んでいるのだなというふうに感じます。そこでちょっと2点ほど質問させていただきます。まずニーズ把握について、二拠点居住の推進には、利用希望者の実態やニーズを把握することが不可欠だと思います。町としてもアンケートやモニター事業といった形で調査を進めてはいかがかと思いますが、その点についてどうお考えかと、他自治体の事例についてですね、既に二拠点居住に力を入れておられます自治体も見受けられます。町としてもそういった事例を参考にできる部分があるのではないかと考えます。

現段階で注目されている取組みや、参考にしたい自治体などがありましたらお答えください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。まず1点目の利用希望者のニーズ、

モニター調査をされてはどうかというご質問でございます。先ほどニーズ調査と申しましたのは議員おっしゃってくださいましたように、二拠点居住の利用希望者のニーズ調査もそうですが、地域の方のニーズ調査と言いますのは、世羅町におきましては空き家バンク制度を活用しているんですが、空き家バンクを運用している中で、やはりその空き家のある地域におかれましては、一緒に世羅町に住んで一緒に地域を盛り上げていただきたいという思いを持っておられる方が多いのではないかとこのように思っております。また、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、全国でもいろいろなトラブルが起きている状況も把握しているところでございます。トラブルというのは、二拠点居住者のたとえばごみの収集であったり、育児サービスの利用といった納税をされていない自治体での、こういった住民サービスの利用については議論があるところでもございますし、また二拠点ということで住まわれている期間が短いということもございまして、地域の方とのコミュニケーション不足によるトラブル、こういったことも散見される部分がございます。また最終的に結局家を放置され、また空き家に戻ってしまうといったような状況も見えて取れるというふうに考えております。

こういった状況もございますので、まずはニーズ把握というのは地域の方のニーズであったり、また利用希望のあった方については聞き取りによるニーズ調査をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の他自治体で参考にしている場所はあるかというご質問でございますが、現在のところ二拠点居住を先進的に行っておられる自治体で注目している自治体であったり、参考にしたいと思っている自治体は現在のところはありません。ただ一方で先ほども申し上げておりますように、いろいろな問題がある中で、国としてもこの二拠点居住に注目をされているというのは、私どもも承知をしているところでございます。国が推奨するのであれば、こういった住民サービスの利用といったところの公的な仕組みを整備し、きちんと納税義務を果たした上で住民サービスを受ける仕組みであったり、そういったところを国としても今後考えていかれるのではないかと考えておりますので、国の動向も注視してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 大変難しい点もあるということで理解しました。それでは4番目にまいります。

それでは4番目、農山漁村振興交付金の条件達成を考えますと、町内の宿泊者

数は目標を大きく下回っている状況にあります。

この状況が続くと、今後の農林水産省の交付金獲得に影響を及ぼす可能性があります。

宿泊者数を増やすためには、冬季や平日の宿泊、早朝や夜間の体験プログラムを組み込んだ滞在型観光などの誘致戦略が重要と考えますが、町として何か具体的な施策をお持ちか伺います。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 4 点目「宿泊者数を増やすための具体的施策をお持ちかについて」お答えいたします。

町内の宿泊者数は、令和 6 年の統計調査では 24,117 人で、新型コロナまん延期の頃の数値と比べますと約 1.5 倍となっております。

町におきましては、令和 6 年度から観光振興補助金メニューを新たに創設しまして、観光事業者が実施されるイベントなどの支援を行っております。そのなかには、閑散期である冬期や夜間における観光コンテンツ開発に係るものが含まれております。

令和 6 年度には、この補助金を活用して、町内観光事業者が、冬期での夜間における取組みを実施されました。

また、観光庁の補助事業による夜間の観光コンテンツ開発が町内観光事業者により行われ、夜から早朝にかけての宿泊を絡めた旅行商品が造成されたところがございます。

また昨年度に引き続きまして、今年度の観光庁の補助事業においても、冬期における夜間のコンテンツ開発が実施される見込みでございます。

町といたしましては、宿泊を伴う夜間及び早朝の体験プログラムの開発に対するサポートなどをはじめ、引き続き観光振興補助金による観光事業者への支援を実施してまいります。

○8 番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○8 番（上本 剛） たくさん言っていたいたんですが、ちょっとよくわからなかったなので、質問を何点かさせていただきます。

まずですね、農山漁村振興交付金の条件達成目標というものがございまして、それには宿泊者数がですね、3 万 1757 名とされております。コロナ蔓延のときと比べると 1.5 倍となったと言って喜んでいただいておりますが、それよりもで

すね、目標達成が3万1757人なのにですね、令和6年度の実績は2万4117人とお答えいただいております。ですので7640人不足しております。このままではですね、今後農水省の補助金確保に支障をきたす恐れがありますが、町としてどのように対応されるのか伺います。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。ちょっと補助金の絡みとは少し離れるかもしれませんが、宿泊者数を増やすという取組みは観光消費額についてなかなか従来から低迷しておる状況が続いております。それを向上させるうえでも宿泊者数、夜間早朝の観光の取組みを進めることは、観光消費額の向上につながるものと考えておりますので、とりわけ宿泊者数の増加につきましては、町としましてもしっかり取組んでまいっておりますし、今後も取組んでまいる所存でございます。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 年間7640名足りておらんと。これは目標達成ができてないということで農水省の補助金確保に支障をきたすということを聞いております。町としてはどのように対応されるのかお聞きします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） ご質問の農林水産省の補助金でございますものに関しましては、企画課のほうで活用させていただいておりますので、企画課のほうからご答弁申し上げます。

今、ご質問をいただいております農山漁村振興交付金に関しましては、3つの指標を提示した上で農林水産省のほうにご採択いただいて活用させていただいたところでございます。

令和5年度に採択を受けておりますので、令和6年度以降3年間について、この目標値の達成状況を確認をされているところでございまして、先ほどご質問いただきましたとおり、令和6年度の実績値については、宿泊者数の部分が足りていない状況でございます。当該この交付金にかかりましては、3年間目標の達成状況の確認をされるというふうに先ほど申しましたが、もしも3年先の令和8年度の達成が未達成の場合は、引き続き農林水産省のほうから達成状況の確認が引き続きあるというふうに聞いております。現状もさまざまに全国のいろんな自治

体がこの交付金を活用されておられますが、この交付金に限りましては目標が達成されるまで状況の確認があるというふうに伺っております。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 目標達成まで7640名。あと一息というか、二息というか、たくさんの方がまた来ていただかなければならないんですが、それを達成するまで国が待っていただけるんですね。なかなか寛大な部分があるんだろうと思いました。それでですね、先ほど商工観光課長のほうからお答えいただいた文章がですね、私読み取れなくて、ちょっとよくわからないんで教えていただきたいんですが、私がこの7600名を埋めるのにどうすればいいかなと考えていたところ、グランピングという方法があるかなと思ったんですが、昨今、新型コロナの蔓延の頃が終わりまして、キャンプブームが終わってなかなか難しいんだという話を聞きました。それでなかなか難しいんだなというふうに感じております。そこで今、答えられた中身につきまして、もう少しわかりやすくお答えいただきたい。補助金をですね、活用した冬季夜間の取組み、観光庁の補助金事業で造成された商品、旅行商品など具体的にどのようなものがあつたのか、教えてください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。6年度におきましては、花観光農園は冬季は花がない時期でございますけれども、それを夜間に来場いただくということでライトアップの事業を取組んでいただきましたし、それに申請につきましても町として支援をしたところでございます。また今年度におきましては、梨の農園のほうに防蛾灯がございましてけれども、それを冬のシーズンにも活用した取組み、そういったところが採択されまして進めておるところでございます。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） それは国の事業ですか。補助ですか。はい。それは単年の補助ですかね。はい。

それでしたら、やっぱり単年でしたら、そうした7000人を埋めるために今一生懸命頑張っておられますので、令和8年度は町ですね、お金をつぎ込んで有意義な取組みにしていきたいと思っておりますので、お願いですので予算化をしていただいて継続して、国の分は1年で終わるんでしょうから、継続して予算化し

てやっていけたらいいなと思います。是非とも、この 7000 何人でしたっけ、7640 名の枠をですね、どうにかして埋めていっていただきたい。これは課を超えてやっていただければありがたいなと思います。

では 5 番目まいります。サテライトオフィスや二拠点居住、宿泊客の増加は、デジタル田園都市国家構想が掲げる「地方にしごとを作り、人を呼び込む」という理念の具体化そのものであります。つきましては、町としてこの分野に重点を置き、いかなる期間を目標として実際の成果を挙げていかれるのか、お伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 5 点目の「サテライトオフィスや二拠点居住、宿泊客の増加という分野において、町として、いかなる期間を目標として実際の成果を挙げていかれるのか」について、お答えいたします。

町では、現在、令和 8 年度から 5 年間を計画期間とする世羅町第 3 次まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めております。次期総合戦略では、「産業振興を通じ、若い世代が楽しく働ける環境づくり」を重点戦略の一つとして位置づけ、就労環境や住環境の充実を図り若者に選ばれるまちづくりを目指すことを基本戦略として考えており、創業者数や観光消費額などを重要業績指標とし具体的な成果を挙げることを目指しております。

○8 番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○8 番（上本 剛） 次期総合戦略において、創業者数や観光消費額を重要業績指数として設定されているところですが、町としての目標は、創業者数が 7 人、観光消費額が 3900 万円とされております。今回いただいたまち・ひと・しごとの分ですが。しかし過去の実績を大きく下回っております。この状況を踏まえ目標達成に向けて、どのような施策や具体的な支援を行い、また進捗をどのように検証していくのか、町のお考えをお聞かせください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） まち・ひと・しごと総合戦略の関係の観光の部分につきまして、数値につきましてご質問いただきましたのでお答えいたします。

次期計画におきます数値目標につきましては、確かに若干下方修正という形でさせていただいております。ある意味現実的な取組みを着実に進めまして、ある

意味高すぎる目標でなく、きちっとした取組みを進めまして、着実にクリアできる数値目標として設定をさせていただいたものでございます。

○ 8 番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） ちょっと的外れな答えでしたのでびっくりですね。創業者数 7 名と、観光消費額 3900 万円。これ多分全然足りてないことないですか。今年というか今まで。それをどうやって埋めるかっていうことを聞きたいんですけど。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。実際のところ計画に達していないという現状でございます。計画の観光振興につきましては、現在第 2 期の計画を進めておりますけれども、これも併せまして中身を見直しを行いまして、中の取組みの方針につきましてもブラッシュアップをしまして、また、現在観光振興補助金、先ほどお話しましたけれども、そちらのほうも当初の計画から見直しを行いまして、観光事業者様とやり取りをする中で、実情に即した、また事業者様にとって取組みやすい内容に改正をして取組みを進めておりますので、これを引き続き実施いたしまして、実のあるものにしていくところでございます。

○ 8 番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） 目標達成が全てではございませんので、地域が良くなる、町が良くなるために一生懸命頑張っていただければと思います。そして最後にですね、本日お伺いしたサテライトオフィス事業や二拠点居住、宿泊者数の増加などの施策はいずれも地方に仕事を作り人を呼び込むというですね、デジタル田園都市構想の理念の具体化です。

町の活性化にとって極めて重要な取組みであると認識しております。今後は各施策の具体的な目標を明確にしてですね、施策の間の連携や進捗を検証していくことで、より実効性の高い成果につなげることが求められると。町におかれましては、計画的かつ効果的な実施を図られるよう期待して私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議員からおっしゃられましたように、こういった企業誘致であったり、若者の世羅を選んでいただく、そういったところ。また観光におい

りつつ、一般質問させていただきたいと思います。

項目 1、持続可能な農業の実現はということで、質問の要旨ですが、町は持続可能な農業の実現を目指し、今の施策もそうですが、新たな施策も推進し、担い手支援に努められていると思います。

しかし、現在の農業は、気候変動、担い手不足、高齢化、獣害など、大変に厳しい環境に置かれております。そこで、我が町の農業の今後をお伺いいたします。

質問まず一つ目。先日、政府が米の増産に舵を切る方針を表明しました。減反政策から始まった米の生産調整をやめ、耕作放棄地の拡大を食い止めることや、輸出の抜本的な拡大に全力を挙げるということですが、現段階で何も出てない状態なので大変難しい答弁になると思いますが、現段階での町としてどのように受け止められているか、考えをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 亀田知宏議員の持続可能な農業の実現についてのご質問をお答えさせていただきます。

国の政策もそうですけれども、町といたしましても、基幹産業である農業をしっかり守り、また育て、そして発展していくためにはさまざまな努力が必要だと考えているところでございます。

現状では米の買取価格高止まりという、高くなっている状況いろいろと情報いただきますけれども、このまま上がり続けていくものなのか。それともまた増産に踏み切る中ですね、価格はどう展開していくのか、ちょっと農家としても不安な面もあります。これまでの物価高騰、さまざまなものありますし、担い手不足等、既に水田をですね、耕作放棄地になったところ、また、なおかつ園芸作物への転換をしていただいた家庭もございます。そんななかで、現状水田に戻すと言ったときにですね、かなりな努力もいりますし、もう水田に戻らないような農地もたくさん見受けられます。

現状再生協議会のほうでもいろいろと数値を出していき、7割という形の部分での生産を行っていただいていたのですが、実際のところ数値もいづらか米のほうへ移行され、WCS また飼料米等のほうが減額となり、米のほうへ展開されたということも伺っているところでございますが、なかなかですね、この増産、一度には増産というわけにはいかない部分がたくさんあるかと思っています。

町の受け止めに対するご質問いただいておりますので答弁させていただきます。

政府が減反政策から米の増産へと方針を転換し、耕作放棄地の拡大防止や輸出促進を進めることは、食料安全保障の観点からも重要な取組みであるとは認識しております。しかしながら、本町は中山間地域に位置をし、平らな農地は限られており、条件不利な農地で小規模に営農する農家が多いのが実情でございます。そのため、大規模な増産や輸出対応を直ちに進めていくことは容易ではございません。

こうした厳しい条件のもとでも、地域の農業を守り持続させていくためには、単なる増産ではなく、ブランド化や高付加価値化による差別化、農地の有効活用、また小規模農家でも取組める省力化技術の導入や機械の共同利用等の工夫が欠かせないと考えております。広島県、ＪＡ等と連携をしながら、国の補助事業を最大限活用しつつ、町の実情に即した形で農業の維持と振興を図ってまいり所存でございます。

○１番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） １番 亀田知宏議員。

○１番（亀田知宏） 私も現段階で急な大規模な増産や輸出など対応は難しいのではないかと考えております。

答弁のほうにありました中山間地域という要因以外にも増産に舵を切るには担い手不足の影響もあると考えております。そういった観点から、中山間地域以外での増産も容易ではなく、政府の発表はちょっと農業の実情からちょっと離れているのではないかと考えているところです。

しかしながら、この方針のもと、国は新たな農業政策を打ち出してくると思います。町としてこの産業を守っていくためにも、今まで以上に国の動向、県の動きを注視し、今まで以上に連携をとっていただき、町の実情に即した農業の支援を展開していただきたいと考えております。そこで次の質問に行きます。

（２）持続可能な農業を目指すために、町は農林業振興対策事業でさまざまな支援を展開されています。そこでこの事業、一部の改定がございましたが、効果が薄まってきているような事業もあると感じております。そこでこの事業の大幅な見直しなどを考えられているか３点ほどお伺いいたします。

１．担い手不足の対策のためにもスマート農業に力を入れていくことは必然と考えます。支援事業の拡大や拡充などのお考えをお聞きします。

次にニューファーマー支援事業は町が注力されていますが、これも見直しが必要な時期にきていると感じております。更新するお考えはありますか。

３つ目、気候変動により豪雨も増えていますが、農業においては今年のように

渇水も大変心配されます。対策事業として支援する予定はございますか。以上、お願いします。

○産業振興課長（住田谷保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 2点目の「農林業振興対策事業の見直しの考え方」についてお答えいたします。まず、スマート農業でございますが、こちらについては本町では令和4年度から農林業振興対策事業として位置付け、昨年度までの3年間で延べ22件の申請をいただいております。また、約1590万円の補助を行ってまいりました。これはですね、作業を機械化することによってございまして、導入されたものにつきましては、たとえばドローンでございますとか、ラジコン式の草刈機、また農機自動操作システム、光選別機等ございまして、これは労働時間の短縮やコスト削減に一定の効果を上げていると認識しております。

今後につきましては、これまでの活用実績や効果をしっかりと検証するとともに、日々進化・開発が進んでいるスマート農業の機械や技術の動向も踏まえまして、補助内容を柔軟に見直してまいりたいと考えております。併せまして、国や県の支援制度を最大限に活用しながら、町内の農業の持続と発展に資するスマート農業の普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きましてニューファーマー支援事業の見直しについてお答えをいたします。本町では、平成28年度から「ニューファーマー支援事業」を実施し、これまでに一定の成果を上げてまいりました。令和4年度には、国の新規就農者対策の動向を踏まえ、要綱の一部改正を行い、農業法人や認定農業者の担い手育成・定着を図っておるところでございます。

しかしながら、集落法人の高齢化、担い手不足は解消されておらず、経営基盤の持続性や労働力確保が大きな課題となっております。本事業だけでは十分に対応しきれない部分も見受けられると思っております。

このため、これまでの導入実績や効果を検証するとともに、今後また国や県の施策の動向、更に地域の集落法人等の今後の在り方や雇用環境の変化も踏まえまして、既存制度を補完し得る新たな支援の仕組みの導入についても視野に入れ、事業の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、渇水等に対する支援策についてお答えをいたします。近年の高温、特に今年でございますが、少雨、または局所的な豪雨、これはもはや一時的な異常気象ではなく常態化しつつあると思っております。今後、農業用水の安定確保につ

いても例年の課題となるのではないかと危惧しておるところでございます。

このため町といたしましては、議員ご指摘の懸念を念頭に置きまして、農業者自らが水源を確保する取組みへの支援策を国・県の渇水対策も踏まえながら模索、検討をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） 答弁ありがとうございます。まずスマート農業のことについて伺います。スマート農業の普及拡大の必要性はご理解いただいているのはよくわかりました。補助内容を柔軟に見直すとのことですが、ドローンやラジコン草刈機などの導入支援だけではなく、技術支援、こちらのほうは現段階ではどのような状態になっていますか、伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） お答えをいたします。現在のスマート農業にしましては、特に機械化につきましては今ご説明をしたとおりの申請等を受付けております。技術支援のほうでございますが、こちらは県のほうと、あと農協です、J A さん等と連携をしております、新しいやり方、特にでございますが、ブドウ振興とかですね、そういったところ。それから併せましてこちら書いてないんですが鳥獣害被害の対策も支援の一部としまして、技術支援の一部としまして対応しておるところでございます。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） スマート農業と言われるものは定義みたいなものですが、ロボット技術以外にも I C T を活用し、先端技術を活用することで超省力化、高品質な生産を実現することとありますが、たとえば今でも、世羅町内でも法人さんで、この I C T 技術を活用されてデータ管理をされている法人さんもうくつかいらっしゃいますし、データ収集がその後の分析でより良い品質のものを作れるということがあります。これを町として、こういうデータを促進、デジタル技術を農家さんに促進して、そのデータを町のほうで収集し、より良い指導ができるようなことを私は考えますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 今おっしゃいましたデータ等の収集でございま

すが、現在特に決まったものとして収集はしてない状態でございます。しかし、議員おっしゃいますように、せっかくかけたものでございますので、そういった収集をして他の農業者へそういったことを広げていくということは非常に大切と思っております。ですから今後につきましては、そういった技術を広めていくことにつきましては普及所等、それからさっき言いましたＪＡさんとかこういったところとも連携をしながら前向きに検討していきたいと、このように考えております。

○１番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） １番 亀田知宏議員。

○１番（亀田知宏） よろしくお願ひいたします。次にニューファーマー支援事業の見直しについて質問したのですが、一定の成果を上げているという、これは私も存じておりますが、今後も現場、法人、個人の農家さんの意見を丁寧に作り上げて、答弁にあったように、実績や効果をしっかりと本当に検証していただいて、新しい施策を展開していただきたいと思ひます。

そして３つ目、渇水対策なんです、今年は梅雨明けが早く降雨がない状態が長く続き、稲作に大変な影響を与えておりましたが、ギリギリ何とかなつたようなところも、我が町では感じておりますが、現段階で渇水対策、具体的と言ひますかこのようなことを考えているような事業がもしあれば教えていただきたいです。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） これにつきましては、今年度いろんなところからご意見を伺っておるところでございます。情報も他市町へ確認をしたりしてるところでございます。一部新聞で報道されておりますように、三原市におかれましては、取水ポンプの補助事業をしているということをお聞きをしております。しかしですね、それだけでは水がない状態のときにポンプを買っても具体的な対策にはならないのかなという懸念がありました。県のほうにも問い合わせをしたんですけども、県のほうも同じような取水ポンプの補助事業というのを考えるようなことが考えられているという回答でした。しかし先ほど言ひましたように、町としましては水がないときの状態のポンプを買っても有効性がないんじゃないかということがありますので、今後これにつきましても他市町、また国や県の補助事業等の要望等を考えさせていただきまして、あと皆さんの農家の方のご意見もお聞きしまして、何か対策ができることがあれば行っていきたいと、こ

ちらにつきましても前向きに検討させていただきます。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） 大変水田稲作にとっては、水は大変大切なものですので是非とも進めて行っていただきたいと思います。その渇水対策の延長線にあると思うんですが、今県の指導所も力を入れてらっしゃる乾田直播という技術。乾田直播というのは、田んぼを畑状態にしてその上に直に種もみをまいて、現在主流なのは、発芽した後に水を張って育てていくというやり方なんですけれども、こういった事業がこれからは必要になってくると思うんですよね。人手も足りませんし、まず苗を作って管理する時点で大変労力がかかっていくので、町としてこういう乾田直播の推進というか、受止めはどのように考えておられますか。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 先ほど議員のほうからありました乾田地に直播きをしてですね、田んぼを作るというやり方でございますが、今年初めてそれを聞きまして、実際に話を作っている方に聞いたことはございませんが、今まだ検討課題のところがたくさんあると考えておるところです。

水が最初の田んぼ、代かき等することがなくて、非常に作業は早い。それから植付けを機械、田植え機、これにつきましても買わなくても別なものでできるというところから、経費等につきましてもかなりの削減ができるというお話は聞いております。しかしその後の水の管理がですね、本当にできるのかどうかというところが疑問がありますので、これにつきましても検討等をしまして、実際やられたところのご意見等を聞かせていただきまして、今後検討していきたいと、このように考えております。

○1 番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1 番 亀田知宏議員。

○1 番（亀田知宏） 確かにこの技術は難しい部分もあると思いますが、実際今もう西大田地区のほうで、もう数年前、5 年以上、ちょっとはつきり覚えていませんが、からもうやられてまして、結構もう成功という言い方はどうかと思いますが、順調に生育している状態があると。収量もほぼほぼ変わらないと今までの作り方と。多少落ちるらしいですけどそういう状態らしいんですよね。それを現段階の技術ですと、やっぱり水はいるようなんですが、これ他県の事例ですけども、水田、水稻といいましても全く水を入れない。乾田に直播きをし、その

後一度も水を入れずに生産するという作り方が今、全国的に流行っているまではいきませんが、そういう農家さんも増え始めまして、やっぱこういう最新の技術というか、もうしっかり町は勉強していただいて、もっと世羅町の農家さんに推進していくような方向にされることを私は願っております。

そういった新しい技術をとにかく導入して、この世羅の農業をしっかり維持していくことを願って、次の質問にまいりたいと思います。

質問事項3、有機農業についてお伺いします。安定した農業経営を目指すには、世羅産の農作物のブランド力向上が大事になってくると考えます。たとえばですけども、農水省が支援に取り組んでいるオーガニックビレッジという有機農業の生産から加工、流通、そして消費まで地域ぐるみで取組む市町村を支援する事業があります。こういった事業に取り組む予定はございますでしょうか。お伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 3点目の「有機農業等、ブランド力向上への取組み」についてお答えいたします。

本町におきましては、持続可能な地域農業の存続・発展を目指し、町内の農業法人や関係機関等で構成する「世羅町循環型農業推進協議会」を令和4年度末に立ち上げ、令和5年度、6年度には国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、水稻における減農薬や化学肥料の代替資材としての鶏糞の利用、キャベツ栽培における防蛾灯を活用した害虫防除などに取組んでまいりました。

現時点で直ちに有機農業を町全体で進めるという段階にはないと考えておりますが、こうした取組みに挑戦する農業者が地域を牽引し、結果として本町農産物の付加価値やブランド力の向上につながるものと考えております。今後は協議会を中心に、意欲ある取組みを後押ししつつ、関係機関や生産者と連携しながら、持続可能な農業の実践とブランド力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○1番（亀田知宏） 議長。

○議長（高橋公時） 1番 亀田知宏議員。

○1番（亀田知宏） 現段階で取り組む予定はございませんと。私もそこまで有機農業をやってくれと言っているわけじゃなくて、なぜ有機農業のことを引き合いに出したかと申しますと、ブランド力の向上もそうですが、Iターンという新規就農者の方は、Iターンで来られるような、特に有機農業に取り組みたいような考

えの方が多いと感じたからです。そのほかにも、有機農業というのは一定程度日本国内でもやられている方がいらっしやいまして、これってよく言われる富裕層の方々にとても人気なんですよね。そういった意味でも、ブランド力向上には向いているのかなという意味で質問に出させていただきました。

現段階でも世羅町循環型農業推進協議会、こちらのほうでいろんな取組みをもうされていらっしやるということですので、こちらを中心に答弁にもありましたように、次なるステップに進んでいきたいと私は願っております。

いずれにせよ農業の持続性は大変に厳しい時代になっておると感じております。

世羅町の農林業振興対策事業は今まではどちらかというと支援のほうの意味合いが強いと私は感じておりますが、これからは農業の支援策も投資として考えていただいて、投資対効果、そういうのを考えた施策を打ち出していきたいと強く思いまして、この町の基幹産業である農業、これを守っていくためにも現状に見合った施策を展開していただきたいとお願いしまして、私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） さまざまな農業への展開を議員のほうからお示しをいただいたところでございます。議員おっしゃられるように、これから農業を基幹産業として進めていくためには、守りからまた投資の、いわゆるさまざまな展開にチャレンジする方々をしっかりと応援しつつ、またそれぞれ地域によって差異はありますけれども、農業に一生懸命頑張っていらっしゃる方のご意見も拝聴しながらですね、しっかり世羅の食材がどこ行っても喜ばれる。世羅ブランドとして今、名を馳せているものの、まだまだ展開如何によっては所得へもつながり、また農業への意欲、しっかりつながっていくものと思ってございます。

一度にですね、いろんなことで取組むのは難しい部分もあります。しかしこれまでも農業者からの意見をたくさんいただいています。議員がおっしゃられたこの（２）にありますような３点についてはですね、声も頂戴しておりまして、今後においてもさまざま展開していくのに、先進的に取組まれているところをですね、いろいろまたご指導もいただきながら、他の事業者にですね、そういったところが取組もうという意欲ある方へつないでいければと思いますし、町も支援はこれまでどおり、さまざまな面で考えていきたいと思っています。支援というのが出っぱなしではなくて将来的にはそれが町にというか他の住民にも戻って

くる。そんな考え方を進めていく必要があろうかと思います。今、米ではかなり世間が騒がしくなっておりましても、やはり園芸作物に取り組んでいただいている方というのはですね、さまざまな考えをお持ちでございます。そういった農業者、本当素晴らしい意見をお持ちでございますので、先般も若手農業者の方のご意見もいただきましたし、また、法人は法人なりにですね、まだまだ厳しい状況を訴えられております。さまざまな展開するのに広く展開できるように、また世羅として何をすれば良いのか、そういうしっかり目的意識を持って町もしっかり頑張らせていただければと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で、1番 亀田知宏議員の一般質問を終わります。

次に、「宇津戸臭気公害問題の決着は」 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に基づき質問いたします。

項目1 宇津戸臭気公害問題の決着は。質問の要旨でございます。

30年以上にわたって続く宇津戸地区の臭気公害問題について、令和7年6月、大洋ポーク株式会社より東部養豚組合第3牧場の閉鎖が発表され、一見すると一定の進展が見られました。

事業者側の説明によれば、臭気の原因は第3牧場にあるとされており、第4牧場については事業を継続する方針とされています。しかし、第4牧場においても、これまでに基準値を超える臭気が測定されており、問題の根本的な解決には至っておりません。

これまで、「町外移転」や「2024年6月までには臭いをなくす」といった事業者の約束は、いずれも実現されず、住民の間には深刻な不信感が広がっています。世羅町は、悪臭防止法に基づき、住民の生活環境を守る責任を担っています。この法律は、憲法第13条「個人の尊重と幸福追求権」及び第25条「生存権・健康で文化的な最低限度の生活」と関係していると考えています。

町は、法令に基づいて、単に中立的な立場を取るのではなく、住民の立場に立ち、改善計画の審査・受理にあたっても、住民の生活と権利を最優先に考える姿勢で取り組むべきと考えます。また、事業者に対しては必要な指導を行い、住民の安心を守ることが必要と考えています。

（1）臭気の原因の特定は

臭気の原因を町はどのように認識しているのか、伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐倉 悠希議員の宇津戸臭気公害問題の決着はのご質問にお答えをさせていただきます。

議員、最初質問の要旨にございましたように、長年にわたりこういった臭気公害について悩まされている住民の方いらっしゃいます。町も寄り添う形で、さまざまな意見交換、また業者に対する指導、また措置などもこれまで行ってきたところではございます。

世羅町内には宇津戸に限らず、さまざまな臭気問題が結構存在してございます。そういった点も各団体とともに、事業者に対していろんな臭気が起きない措置を行うように予算措置をさせていただいておりますけれども、さまざまなことで寄り添って進めている状況があります。

第3牧場閉鎖というニュースが舞い込んできました。これは以前から、いつとき6月24日という、その時間軸を基準として臭気をゼロにするという声が大洋ポークまた東部養豚から上がってきた状況を受けて、町としても今後においては臭気を出さないという約束事と認識してございました。その後にもまだ臭気があったということで、私どもからですね、あってはならない。そういったことということですね、新たな社長にもいろいろと話をしたわけでございます。そのなかで閉鎖という一つの決断をしていただいたというのは、本当に前向きな考え方と捉えております。というのもですね、今度は第4牧場がどうなるのかという住民の方の不安がたくさんございます。議員もその協議の場に参画されまして、いろんなご意見を聞かれたことと思います。そういったところも町も危惧してございます。やはり措置している予算措置の中で、臭気解決、消臭剤等の部分が多いわけでございますけれども、やはり施設もきちっと改善される中で、臭気をもう出さないということを事業者にも、先般、訪問いただきました。というのが来ていただいたんですけれども、その協議の場に出られる前に、私のほうでそこについてはきちっと釘を刺すような形の発言をさせていただいたところでございます。

原因の特定のことでもございますけれども、答弁書に書かせていただいております。町は良好な生活環境の確保を図るため、臭気指数測定や臭気調査などを通じた臭気状況の監視に努めるとともに、事業者への改善指導を行っているところでございます。こうした臭気指数測定などのデータや地域住民が記録をされていま

す。臭気日報の分析、更には令和6年6月24日、先ほど申しましたこの1か月間については、第3牧場の豚がいなかった期間の地域の臭気状況等踏まえまして、臭気問題の主因といたしましては第3牧場から排出される悪臭によっていたと考えているところでございます。しかしながら、先ほど来申し上げますように、第4牧場においても臭気は出てございます。測定結果からですね。そういったところをいかに臭気指数15という一つの数値でございますけれども、やはり住民の方が困られないような展開を町もしっかり求めて今後も行きたいと考えておるところでございますので、またしっかり事業者ともお話を重ねながら、そして住民の方の声をしっかり聞きながら前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 第3牧場が主因と考えられた理由としては、臭気指数測定などのデータ、地域住民が記録されている臭気日報の分析、第3牧場の豚がいなかった期間の臭気状況等ということなんですけれども、これ具体的にどういった内容で、どのように判断されたのか。またその臭気状況等の等というのは具体的に何を示されているのか。詳しくお伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。令和6年6月24日、昨年6月24日からの1か月間というところの分析というところでございますけれども、一番は6月24日以降、町民課、私なんですけれども、再々地域のほうを訪問して地域の方々の意見、声というものを聞き取っております。そのなかで今の状態というのは非常にいいと。もっと言えば、ある人によってはもうこの状態が続くんであればもう解決といってもいいぐらいだというような声もいただいた状況でございます。そうしたところが一番のこの第3牧場が主因であると考えたところでございます。ただ、中に第3牧場の豚がいなかったにもかかわらず、匂いがしたという声も頂戴いたしました。それについては、さまざま分析した結果ですね。第4牧場の影響があるのではないかと、そういう判断をしております。ただ、その間の第4牧場がですね、第3牧場の閉鎖ということに伴いまして、一時的に非常に多い状態になっていた。そして、そのなかで最も悪臭の原因となる肥育豚、この肥育豚が非常に増えていたということがございます。したがって、第4牧場については平常通り通常の事業運営をされていればですね、臭気というものは非常に安定している、非常に低位な状態に置かれているであろうと、そのよう

に結論を出したところでございます。そういったところで、第3牧場というところを判断したところでございます。

○2番（佐倉悠希） はい。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 現状第4牧場ですね、臭気指数が基準値を超えている事実についてはどうお考えですか。今後の対応も含めまして。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

町民課長（道添 毅） お答えいたします。第4牧場の臭気指数を超えたのが、特に昨年の11月、そして本年令和7年の1月、3月というところが、大きく臭気指数、規制基準値である15を超えております。

ただこの要因といたしましては、町民課といたしましては、消臭剤、この薬品臭による影響が大きいというふうに考えております。先ほど少し触れたんですけれども、第4牧場が一時的に頭数が増えた、そのことによって臭いが発生した。それを踏まえて昨年の令和6年8月に場内立ち入りを行いました。その際ですね、今後においてはそうした1次的な増頭というのは行わないということも聞いておりますけれども、更なる臭気対策強化ということで、消臭剤の変更、より強力な消臭効果のあるものへの切替えを事業者のほうが考えている、そういったことを伺いました。この切替えが令和6年の10月の下旬ぐらいだったと思いますけれども行われました。その後の11月以降の臭気指数測定において大きな超過というものを生じたところでございます。

なぜ薬品臭と判断しているかと申しますと、議員も一度、臭気指数測定は立会されたと思うんですけれども、毎回臭気指数測定には、町職員それから地域の役員さん2人立会をします。そのときに臭気指数測定のとき、そこに立ち会った職員、地域の皆様が臭いがするかどうかというのは確認をします。町民課のほうではそれを調査用紙のほうへ記入をしますけれども。先ほど申し上げた3回、超えているときの臭気の状態、我々としては匂いを感じておりません。地域の方々も匂いがないということをおっしゃっております。そうしたなかで考えられる要因としては薬品臭、そして臭気指数測定事業者のほうへも確認を取りましたら、薬品臭がしますというようなことをおっしゃっております。これについては臭気指数測定に正式にそういったことは文言化はされませんが、今申し上げたようにですね、臭気指数がこの間、非常に大きな規制基準値を超えた要因としては、そういったことによるものというふうに判断をしておるところです。

○2番（佐倉悠希） はい。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 基準値を超えた原因が薬品の影響だということなんですけれども、薬品の影響で正しい数値が測れないっていうことになるのと、測定の意味は何なのかということと思うのと、私も測定に同行させていただいたときに感じたのは、その測定する地点では目の前で薬品が噴霧されているので、その影響で臭いを感じづらくなっているんじゃないかなというふうに思いました。なので測定地のすぐ近くよりかは100mとか50m離れている地点のほうが、臭いが強いんじゃないかなと思うんです。なので、目的としては匂いがしないようにっていうのが目的なので、基準値というのはその匂いがしない数字なんだろうけど、それを正しく測れないというのは、結局人の鼻で臭いをかぐような測定しかできないという現状になっているんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） まず臭気指数測定についてですけれども、これは測定の基準というものが示されておりまして、敷地境界線から10m以内という定めがございますので、あまり離れたところでの測定ということとはできないということになっております。それと先ほど薬品臭の影響というふうに申し上げましたが、もちろん悪臭がある場合、強い場合ですけれども、それは臭気指数というものに反映されます。

必ず悪臭がすればですね、臭気指数は上がる。これは間違いありません。ただ、臭気、悪臭がないときに、そうした別の要因の影響が出る可能性があるということなんです。

少し詳しく申し上げますと、今切り替えられた消臭剤というのが悪臭が出ていると、それを捕捉して分解して水になって落下するというような性質を持っております。これ塩素系のものなんですけれども。したがって、悪臭が放出されている場合は、それを補足して分解をする。ただ放出されている悪臭が少ない場合は、当然その消臭剤が空気中に漂うという状況になります。気温が上がれば当然蒸発するんですけれども、先ほど申し上げました11月、1月、3月というところの朝ですね、これはなかなか蒸発が進まないということで空気中に漂う消臭剤が増加をする可能性がある。それによって、臭気指数が高い数値を示したということでございます。

ただ、議員申されますようにですね、そうした薬品臭の影響が出ない測定というのが望ましいというふうには、町も考えております。そのため、今の測定場所の変更というものを、今、検討はしております。ただ、第4牧場の臭気測定ポイントというのは平成24年度から一貫してあの場所で行っておりますので、データの継続性、そうしたところからすればできれば変えたくはないというところもございますので、少し今の状況を注視しながら測定ポイントの変更等を含めて検討してまいりたいと考えております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 先ほど私が申し上げました趣旨はですね、測定点を変えたほうがいいということではなくて、100m離れた場所で臭うんだったら、現在の測定値で基準値を超えてないと、その機械が機能していないということになるんじゃないかということを申し上げたつもりなんですけれども、ですので言いたいのは、現状の機械で薬品の影響を受けずに正しく測定できるように、改善されているのかどうかというところがお伺いしたいんですけれども。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） そうですね、繰返しみたいになるんですけれども、正しい測定はできております。当然、悪臭がする場合はそれは臭気指数として必ず反映されてまいります。ただ、悪臭がないとき、或いは非常に小さいときにそうした悪臭以外の要因によって臭気指数が高い数値を示すことがあるということであって、悪臭がする場合の臭気指数というものは、正しく測定されている、そのように認識をしております。

○2番（佐倉悠希） はい。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 令和6年の6月から7月の期間ですね。もう豚がいなかった期間での判断ということになろうかと思うんですけれども、過去の研究でこれは県立広島大学の三好教授が行われた研究の資料の中に12月に第4牧場の臭気が山を越えたと認められたという資料があるんですけれども、6月からの1か月の期間の調査で、第4牧場を臭気の主因として外しているのは、それで妥当なんでしょうか、お伺いします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 6月の24日からの1か月間の状況、地域の臭気の状況を確認して、先ほど申し上げたように第3牧場が主因ということを上げたとすけれども、そのなかでピンポイント的に匂いがした日があったと。それについては第4牧場の可能性があるということで、一時的に第4牧場の頭数が増えていた等々によるものであろうというふうに町民課が判断したと。第3牧場については、そうは言いましても来年3月末で豚が全て搬出をされ、来年の秋には閉鎖というスケジュールで今、進められております。したがって町といたしましては、第4牧場について臭気の悪化を招かないように、今、改善指導を行っている状況でございます。

○2番（佐倉悠希） はい。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 私が先ほど申し上げたことはですね、第4牧場、たとえばの話なんですけれども、第3牧場が閉鎖になりましたと。その次の年の12月になったときに、その町のエリアに、12月はちょっと、三好教授の資料というのは解釈はなかなか難しいなと思ったんですけど、私の解釈では、12月は木の葉が落葉していると。落葉しているために、たとえば5月だったら木に葉がついているのでその吸着作用で、山を越えないんですね、匂いが。葉っぱが吸収するので。12月は落葉しているので吸収できずに山を越えて町にその匂い届きますとなったときに、第3牧場を閉鎖したとしても、12月になれば第4牧場の臭気が町のエリアに届きます。そういったところをどのようにお考えなのかっていうことを伺いたいんですが。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） はい、わかりました。それについては、三好教授ですかね。論文のほうは、私のほうもあまりよく読んでいないので何とも言えないんですけれども、基本的に臭気は冬場は抑えられると言いますか、地域のほうでは、冬場というのはあまり臭わないということをお伺いしております。

そのなかで先ほど議員申されたような状況の中で、第4牧場からの臭気が地域へ行く可能性というものはこれは否定はできません。ですから、そうならないようにですね、今のうちからと言いますか、第3牧場が閉鎖をする、だからもう第4牧場は今のままでいいではなくて、今、講じられる臭気対策というものをですね、しっかり検討して、第4牧場だけになったときに、地域の臭気状況が悪化しないように、それが事業者の事業を継続していくための最低条件だということ

をしっかりと事業者に認識をさせ、取組みを進めている、そういう状況でございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 是非ともですね、三好教授の研究資料、一読していただきまして、またその上で住民の方と考えを共有していただければと思います。

では（2）の質問でございます。改善計画書受理の判断基準は。これまでに事業者から提出された改善計画について、町としてどのような判断基準に基づいて受理されてきたのでしょうか。また、それらの計画には「計画を実施すれば臭気が基準値内に抑えられる」という根拠が具体的に示されていたのでしょうか。

頭数の調整を記載しただけのものや、効果が明確ではない対策であっても、対外的な対応の意思を示していることをもって計画を受理してきたということはないのでしょうか。審査における実効性の検証や根拠の確認がどのように行われているかについて伺います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは「改善計画書受理の判断基準は」のご質問にお答えいたします。

平成31年から令和元年にかけて悪臭物質の排出を減少させる措置として、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善や悪臭原因物の排出防止設備の改良などを求める勧告、いわゆる改善勧告を出しました。それに基づき、事業者から、豚舎への細霧装置の設置や発酵処理施設の設置、頭数の削減などの計画が示されました。その実効性の検証や根拠の確認につきましては、他の養豚場での導入効果などを事業者から聞き取り、行ったところでございます。

令和5年の改善勧告では、事業者が地域へ臭気をなくすと約束した令和6年6月24日を勧告期限日として定め、全頭搬出後の場内徹底洗浄の実施等を求める勧告を出しました。

この勧告により、勧告期限日に悪臭物質の排出がなくなることが明確となりました。また、再搬入にあたっては臭気の状態を確認しつつ行っていくことを地域の方々とともに確認したことからも、実効性は担保されると認識し、受理したところでございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 他の養豚場での導入効果などを事業者から聞き取ったとのことですが、その具体的な内容と根拠は何でしょうか。

他の養豚場とは地形条件が異なり、参考にならないとも聞くこともあります。そういった点の補正や考慮は行っているのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 議員おっしゃるようになりますね、当然地理的要件と言いますか、さまざまな要件が宇津戸と全く同じというところはないというふうに認識をしております。その上で、この東部養豚が属するグループは、これは全国に養豚場があるわけでございます。特には鹿児島が一番大きな養豚場が集積しているところでございますけれども、そのなかでその地域においても、大なり小なり臭気問題というものを抱えて事業運営をされている、そういう状況でございます。

そこで導入をされた細霧装置等、それから消臭剤の種類、そういうものをそのグループ会社の中で共有しておられます。そしてその共有したデータに基づいてこれを導入することによって、一定程度臭気を抑えることができると。そういった判断をされ、それを計画に示されたというところでございます。そういったところを丁寧に聞き取る中で、それによって臭気指数がどのくらい下がるということまではわかりませんが、それを導入すれば、この導入した牧場の臭気は下がるだろうと、そのように判断したところでございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） そうですね、今のお話だとちょっとやっぱり根拠としては弱いのかなと感じました。というのはこの問題をですね、解決している養豚場から参考にするべきであって、同じグループの現状臭気の問題を抱えている養豚場の、今の話で解決に至ってない事例なのかなと感じたんですけれども、そういったところの情報を持って、それを計画として受理するというのはやはり根拠として弱いんじゃないかなというふうに感じたんですけれども、その点いかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 根拠として弱い可能性があるということですが、やはりそうした臭気対策という部分においては、先進事例と言いますか、具体的な導入事例というものが最も参考になるというふうに考えます。そうしたなかに

において導入事例等ですね、具体的に聞き取るというところを丁寧に行っていくというものが一つ重要ではないかというふうに考えております。

実効性の部分なんですけれども、平成 31 年度から令和元年度にかけて改善計画を出しました。職員が地域へ出向いて臭気実態調査、これ 1 年中毎週 1 回、行っておりますけれども、概ね 50 回前後、弱ということになりますが、令和元年度の臭気強度、我々が感じる強度ですね。で言うところの臭気強度というのが 0 から 5 までの 6 段階になっていますが、令和元年度においてはそれぞれのポイントで臭気強度を測定し、その全体として、令和元年度は 1.2 という数字が出ています。これは職員の数字です。令和 6 年度の全体の数字は 0.4 ということになっておりますので、間違いなく下がっていることは言えるというふうに思います。3 分の 1 ということなんですけれども、地域の方々にいろいろお伺いする中で、やはり地域の方々もですね、もう以前よりは遥かに良くなっている。これはもう皆さん口を揃えておっしゃいます。ただ、まだ解決には至ってないという状況なんですね。ですからそれを解決と言える状況にどうやってしていくのか。そこが今後の課題というふうに考えております。

○ 2 番（佐倉悠希） はい。

○ 議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○ 2 番（佐倉悠希） 再搬入にあたってですね、臭気の状態を確認しつつ行くと、先ほどおっしゃったんですけれども、現状としては依然として臭気が残っていると感じています。

これは結局のところ実効性が担保されてなかったのではないのでしょうか。また、住民の方にもしっかりと確認が行き届いてなかったから現在の状況があるんじゃないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○ 町民課長（道添 毅） 議長。

○ 議長（高橋公時） 町民課長。

○ 町民課長（道添 毅） 結果で言えば、そうならざるを得ないかなというふうには受止めております。この後も質問があるんであれなんですけど、実際は 0 になるわけですから、当然その臭気指数は 0 というか 10 未満が一番低い数字になります。10 未満になって豚が搬入される、頭数が増えるによって、それが 11、12 になり、比例的に増加をしていくだろうと。それが 15 を超える状態になったときには一旦立ちどまろうと、そういうような確認をしていたわけです。地域の方々もそうしていこうと。そのため、町の測定、月の初めに 1 回行っておりますが、それだけでは少し間隔が開きすぎるということで、月の中旬のほうは事業者

側が費用負担して臭気測定をするということで、概ね2週間に1回程度の測定をしていこうと。それで臭気指数を把握をする中で、豚の再搬入、これを適切に行っていくという想定だったわけでございます。ただですね、これが豚の再搬入を7月の25日から行ったわけですけど、その前の7月の19日だったと思いますが、事業者の測定をしたら15を遥かに超えた。まだ豚はいない状態です。であるにもかかわらず、そうした状態が生じた。地域のほうは特にその間、臭気は、臭気環境というか生活環境は非常に良好だという状況が生まれたということで、非常に難しいなど。臭気指数を基準に物事を進めていく難しさというものを痛感したところでございます。それ以降は、地域の臭気状況というものに軸足を置いて、地域が悪くなったということがあれば、そこで一旦立ち止まろうということで軌道修正したんですが、これについてもですね、令和6年の11月の下旬に役員会を開いて意見を聞いたんですが、その11月の下旬の役員会においては、役員全員の方がですね、今の臭気状況はいいと。特に問題ない。問題ないとはおっしゃいませんでしたけれども、良好な状態にあるということを述べられました。

そういうことでいろいろ様子を見たんですが、年が明けたというか年末年始に急激に悪化をし始めまして、今日に至っておるわけでございます。そういうことがあってですね、なかなか段階的に増やしていくというところの難しさというものを感じたところでございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） ちょっと後の質問で話をしようと思っていたんですけど、今ちょっと比例の曲線でおっしゃったので話させていただくんですけど、そもそも比例曲線じゃなくて、放物線の曲線だったということではないのかなと考えておまして、これつまりその豚の飼養頭数と臭気の指数が、1次関数じゃなくて2次関数で関連しているんじゃないかなというふうに考えておまして、先ほど豚がいなかったのに臭気があったというふうにおっしゃったのは、豚が0だったのか、それとも少なかったのか。1000頭から2000頭だったのか。それで意味が変わってくるのかなと思います。また11月の時点ではですね、臭気は住民の方は問題ないとおっしゃっていたが、年末年始で悪化したという点については、これ先ほども申し上げましたけれども、第4牧場の臭気が町に届いていた可能性があるんじゃないかなと改めて思ったんですけれども、その点いかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） まず7月19日の測定というのは7月25日から再搬入ですから、19日時点では豚はゼロということです。それから、年末年始のところの臭気これに第4牧場の影響があったのではないかとということですけれども、これについては、第3牧場の影響というふう考えております。と申しますのは、そうした声が非常に役員、それから地域から多く上がってきたということで、急遽2月、2月のちょっと日にちははっきり覚えてはいないんですけれども、第3牧場の立入りを行いました。その際ですね、特に肥育豚、豚が出荷になる前の一番大きく育った豚舎ですけれども、その豚舎の周辺で強い悪臭が感じられたという状況がございましたので、地域の悪臭の要因として、その肥育豚の悪臭。それから糞等の集積する場所ですね、堆肥舎というんですが、その部分においても、肥育豚ほどではないにしても悪臭が感じられたということで、その2つの要因が地域の悪臭、環境悪化の一番の要因というふうに受止めております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今のお話も正しい部分もあるのかもしれないんですけれども念のためですね、第4牧場の可能性もご認識いただければと思います。

第3牧場の閉鎖についてですね、町のほうで指導されて決定されたという話だったんですけれども、これは事業者としては継続される、町が指導しなければ継続されるご意向だったということでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） これはわかりません。町はですね、先ほど申し上げた2月の立入りで、これはもう第3牧場の臭気が悪化している。まだ第3牧場については最大6800頭以内で頭数を抑えて事業を展開していくという方針でしたが、まだまだ全然そこに至らないぐらいの頭数であるにもかかわらず、そうした悪臭が放出される状態というのを確認しましたので、その2月の立入りの際に閉鎖もしくは施設の抜本的改修、そのいずれかを選択していただく必要があるんじゃないかということを、町のほうから申し上げました。それがきっかけになったのか、それとも事業者のほうがですね、そうした町からの要請如何に関わらずそういう判断をされたのか、そこはわかりませんけれども、町としてはそこをはっきりと事業者へお伝えをしたと、そういう状況でございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） やはり第4牧場もですね、課題として残っていると私としては考えておりますので、そういったところも含めてですね、お伺いするんですけれども、これまで臭気問題が解決に至っていなかったにも関わらず、改善命令を出されていないのはなぜでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 改善命令というのは改善勧告を実施されない、実施されないというか、一部分しか部分的にしか実施をしない、或いは全く実施しない場合において初めて出すことができるというふうになっております。これまでの改善勧告により、事業者が改善計画を示して改善対策を講じるということで、その期間内にやることというのは明確になっていましたが、それはいずれもきちっと期間内に遂行された。それは我々も立入り検査の中で確認をしておりますので、そういう状況の中では改善命令というのは出すことはできない、そういうことになっております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今おっしゃった考え方がですね、私はちょっと疑問を持っております、これ丁寧な言語化が必要かと考えているんですけれども、本来ですね、悪臭防止法に基づいて解決に至る計画として受理しなければ機能しないのではないかと思います。

先ほどのお話では同じグループの解決に至っていない事例を参考にして、その計画を出される側の根拠に基づいた計画を受理されている。それは実施できる計画を出されているんだから、それはその期間内には実施できるんだろうと。そこにですね、やはり客観的な裏付け、根拠がなければ、それは解決に至る計画とは言えないんじゃないかと考えています。つまり、解決に至らない計画を受理してしまえば、総体的に実施するにはハードルの低い計画ということになるかと思います。本来あるべき形は、解決に至る計画を示して、それが実施できたかどうか、それが一部実施できたかどうか。当然ハードルの高い計画になるわけなので、できないこともあり得ると。もしそれを期間内に実施できたら解決に至るということになるので、解決に至るか計画を実施できたかどうかというのを検証することが重要だと思っています。もし実施できなかったのであれば、その時点で改善命令を出すという流れになるはずです。

それで改善命令がですね、罰則を受ければ企業側として、ブランドイメージに

影響が及びますので対応としては変えざるを得なくなる可能性があります。その結果として、問題の収束に繋がっていくのではないかと考えております。この点はどのようにお考えでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 他の先進事例のところがですね、臭気問題がそれで解決できてないか、それとも解決できたかというところは、それはわかりません。解決できているのかもしれない。

改善計画、臭気を低減させるさまざまな対策というものが改善計画に謳われるわけですが、それで解決できる、できるという、そういう思いで事業者は出してくております。それでは解決できないというものは、それは判断は難しいと思います。事業者はそれで解決できるという判断で出してくている。それでは足りないのか、それとも十分なのかというものは、それはやはり事後検証でないとなかなか判断はできないという状況でございます。悪臭防止法においても、改善勧告を出して、その改善対策を講じてなお、規制基準値を超え地域の生活環境が損なわれていると認められる場合はですね、再び改善勧告を出すということ、これが悪臭防止法の中の、防止法そのものには明記はされておられませんけれども、逐条解説という中にはそういったことも書かれております。

したがって、一步一步改善、先ほど申し上げましたように対策を講じて地域の環境というものは間違いなく改善はされております。ただ、解決等明言できる状況にまで至っていないというのが今日の状況ですのでこれをいかに解決に結びつけるかというところで、日々、町民課としても取組みを進めている状況でございます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 確かに100%改善する計画というのは、現実的に難しいかなとは思いますが、先ほどのご答弁の中にその事例が解決に至ったかどうかわかりませんがとおっしゃったんですけど、そこは審査の時点で確認すべきじゃないかなと思うんですよね。それすらできていないというのは審査が緩い証拠なので、そういった計画をですね、実施した事業者の方の思いはあるんでしょうけど、やはり住民の方からするとですね、長期化させたくないわけなので、そこはしっかり解決につながる計画を審査、受理していただきたいなと考えます。ちょっとその点についていかがでしょうか。ちょっと緩いんじゃないかなという、

もっと何か客観的にですね、対外的にきちんと審査していますというような説明ができるように審査しないといけないんじゃないかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 結果論としてはそういった、もう少しというところの今のご指摘というものはしっかり受止める必要があるというふうに認識しております。その上で、最初の平成 31 年から令和元年の勧告に係る改善計画の部分ですけれども、やはり効果があるかどうかというところはしっかり確認をしております。それで問題が解決するかどうかというところはですね、議員も申されたように、それぞれの地域の地理的要件なり社会的要件によって、どうしても変わってくると。実際に細霧装置によって臭気は間違いなく軽減されます。私も立入り検査したときに、当然噴霧をしている状態、噴霧していない状態、いずれの場合もどういう状況になるかというものをそばで体感しましたけれども、細霧装置が噴霧しているときの臭気というのは本当に激減されます。そういうなかで、それを場内のあらゆる施設へ噴霧すれば確かに抑えられる可能性はあるというふうにその当時判断したのは間違いではなかったというふうに考えます。ただ、それでまだ今日的に解決に至っていない状況ですので、更に今の状況をですね、より解決に近づけていくためのさまざまな対策、そして町の指導というものが必要になってくるというふうに考えております。

○2 番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） （3）の質問させていただきます。親会社からの融資による施設整備の選択肢は。

事業者の親会社は、過去 5 年間にわたり年間約 130～200 億円の純利益を計上しており、財務的には十分な余力を有していると考えられます。会社法上も、親会社から子会社への融資は認められており、その資金を活用することで、臭気対策に必要な施設整備を行うことは現実的な選択肢となり得ます。

親会社からの融資も含めた改善計画の在り方について、町が主体的に調整を図っていくことが必要と考えますが、町の見解を伺います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 「親会社からの融資による施設整備の選択肢は」のご

質問に、お答えいたします。

初めに、親会社の融資を直接の目的としたわけではございませんが、令和5年11月に、親会社を町長及び地域住民代表4人が訪問し、臭気問題を事業者だけでなく親会社を含めた全体の課題として捉え、解決に取り組まれるよう要請を行っております。その上で、町といたしましては、あくまでも良好な生活環境の確保を図るため、事業者に対し、施設整備等を含めて事業場から排出される悪臭の減少を求める立場と認識しております。

事業者が各種対策を講じる際の資金調達につきましては、事業者の判断に委ねられると考えておりますが、資金調達の如何を問わず、改善を貫徹していただくよう、調整と要請を引き続き行ってまいります。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今後更なる対応が必要になった場合、町は親会社からの融資を現実的な選択肢として認識されているのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） そこについては事業者の判断に委ねられるというふうに考えておりますけれども、事業者のほうにですね、少しその辺のお話を伺った際には施設整備等については、これは億単位の資金が必要になってくることになります。建て替えとか、そういったことになればですね。そういったところの決裁権といいますか、そういったものはむしろ事業者ではなく、親会社のほうの判断ということになるということをお聞きしておりますので、いずれにしましてもそうした大きな整備を行う際はですね、事業者のみの判断ではできないというのが現状と認識しております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） では（4）ですが、段階的減少ではなく、先に基準値内に抑えてからの段階的規模調整を。

過去の測定データでは、飼養頭数が1500頭程度であっても臭気が基準値を超えていた事例が確認されています。仮に1500頭が臭気の基準値を超えない限界だとすると、それ以上の頭数で飼養する場合は、常に臭気が基準値を超えるリスクがあるということになります。

このような前提で、単に何割かずつ飼養頭数を減らすという方針では、十分な

効果が得られない可能性が高いと考えています。仮に 10% ずつ削減していく場合、基準値内に収めるまでに 50 年以上を要する計算となり、住民の生活環境の改善には非現実的です。

そのため、まずは飼養頭数を基準値内に収まる水準まで減らす必要があります。その上で、町が臭気基準の遵守を厳格に監視しながら、事業者が住民の理解を得るために丁寧に説明を行いながら、段階的に事業規模を調整していくアプローチを取る必要があるのではないのでしょうか。

臭気対策にかかるコストは、利益を得る事業者が負担すべきものであり、住民に 30 年以上にわたる継続的な負担を強いる形での事業継続は、行政として許容すべきではありません。町として、この方針転換の必要性をどのようにお考えでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 「段階的減少ではなく、先に基準値内に抑えてからの段階的規模調整を」のご質問にお答えいたします。

段階的な規模調整につきましては、まさに令和 6 年 7 月からの豚の再搬入時に実行されようとしておりました。

しかしながら、全頭搬出・場内徹底洗浄を実施し、リセットされた第 3 牧場へ徐々に頭数を増やしていきましたが、臭気指数と飼養頭数との間に明確な相関関係は見られませんでした。

したがって、地域住民の声を丁寧に聞き取るなど、地域生活環境の実態把握に努め、その結果に基づき事業者へ必要な対策を求めていくという現在の取り組みを継続していくことが肝要と考えているところでございます。

いずれにしましても、議員ご指摘のとおり、臭気対策にかかるコストは、利益を得る事業者が負担すべきものですし、臭気問題の解決は事業者の責務であると町は考えておりますので、今後とも事業者が臭気問題解決を最優先事項として取り組むよう強く求めてまいる所存でございます。

○2 番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） 先ほどの答弁の中で一部ちょっとやり取りがあったので、重複している部分があるかと思うんですけれども、まず前提として今の質問は第 4 牧場に対する今後のアプローチについて申し上げているんですけれども、また今ですね、第 3 牧場での臭気指数と飼養頭数との間に明確な相関関係は見られま

せんでしたとおっしゃったんですけれども、1問目の質問ではですね、臭気の主因は第3牧場というふうにおっしゃったんですけれども、これ全く正反対のことを言われているように感じたんですけれども、この整合性をどのように整理されますでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 臭気指数は先ほど来申し上げておりますように、悪臭がある場合は、必ずその悪臭というものは臭気指数に反映をされます。ただし、悪臭がない、或いは非常に弱いときの臭気指数というものは、さまざまな影響を受けて、正確な値が出ない可能性があるということです。第3牧場で言いますと、先ほどは第4牧場の薬品臭のことを申し上げましたけれども、第3牧場で言いますと、すぐ近接地に養牛場があるわけでございます。養牛場からの臭気というものの影響をどうしても受けざるを得ないということがございます。そのため、1か所の臭気指数測定を2か所にしてですね、できるだけ影響のない場所での測定という中で、第3牧場の臭気指数というものを正確な反映というのを務めてまいったわけでございますけれども、それでもやはり影響は出ていたのではないかとというふうに分析をしております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） ちょっと理解できなかったんですけれども、要は今後はですね、臭気指数に基づかずに人の鼻で匂いを嗅いで測定する方法を主として、この臭気問題に対応していくという意味なんでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 答弁書へも記載をしておりますけれども、やはり我々町はですね、地域の生活環境の保全、良好な生活環境の確保というものをどう図るかということで取組みをしておりますので、その地域の実態がどうかというものがやはり一番最重視しております。その上で、地域の状態が悪いということになればですね、当然それについての分析或いは更なる改善対策というものを求めていくということになりますけれども、臭気指数ももちろん、改善勧告等の参考、参考と言いますか、基準値でございますのでそれはそれで大切なものですが、一番は地域の生活環境かどうか、それを確かめる一番の方法は、地域住民の声というふうに考えております。臭気指数は、それと月に1回です。月に1回朝7時に

測定をしておるわけですがけれども、その1回のみをもってその月の臭気状況というものを全て掌握するというのは、それは不可能でございますので、そういう観点からも地域の住民の方々の声、これを丁寧に聞き取るということが一番重要と考えております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） そうですね、第3牧場の閉鎖以降のことなんですけれども、町はどのような対応を進められるのでしょうか。また今ですね、臭気測定の継続をされるのかとか、測定地点についてはどのように、今の測定地点を続けられるのか、そういったところはいかがでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） どういった対策というのは、それは平成31年、令和元年以降は改善勧告に伴う改善計画ですね、その進捗状況というのはきちっと確認をしておりますし、それ以外にもさまざまなこういった対策が必要ではないかというのは適宜事業者と協議を行っております。

特に令和5年以降についてはですね、やはり事業者がしっかり地域と向き合う、地域の声を事業者も直接聞く必要があるということで、そういう場の設定に町が調整に入って、今は地域の役員会に必ず事業者も出席をして地域の方の意見というものを受止め、そのなかで事業者が各種改善対策というものに生かしているという状況でございます。

臭気測定ポイントの変更、これ第4牧場のことですよね。については、先ほども申し上げましたが、できれば変更しない形で継続していくのが一番望ましいとは思いますが、それにより、なかなか臭気指数というものが正確にその臭気状況を反映しないということになれば、やはり変更をせざるを得ない。そのように認識をしております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 第3牧場を閉鎖した以降の、これまで第3牧場で行っていた測定も継続されるのかどうかということです。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 閉鎖後はですね、臭気測定を実施する予定はございま

せん。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） この臭気問題については、私として個人的にも世羅町にとっても最も重要な課題の一つだと考えています。ですので今後もですね、解決に至るまでは、人員や財源をですね、優先的に惜しみなく投資していただきたいなと考えております。

また先ほどのご答弁では、臭気問題の解決は事業者の責務とおっしゃったんですけれども、しかしながらですね、役場の判断が、この問題の構造そのものを規定する力を持っているということもですね、十分に認識していただきたいと思います。

その上で、早期解決に向けて、積極的に取り組む姿勢を明確に示していただきまして、住民の皆さんに、町に任せれば安心だと信頼していただけるようにすることが何よりも大切ではないかと思っておりますので、是非とも引き続きですね、ご対応していただければと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐倉議員から臭気問題、いろいろと町としてもしっかりと取り組むようにということでございます。冒頭申し上げましたように、臭気に関わる場所はですね、世羅町内各所において発生してございまして、その部分においては、事業者に対してですね、町民の声を大きく代弁する意味においてもですね、しっかり動かしていただいているところでございます。

今回の宇津戸の部分についてのご質問の中でもですね、実際、第3牧場も閉鎖まで少し時間かかります。だんだんと減していくという形でございますので、その間においてはもちろん臭気は測るべきだと私は思います。その間ですね。実は先ほど言いましたように、隣にある牛のほうの飼育場、こちらのほうの要因もどうなのかといったところもですね、危惧されております。そしてあと第4牧場についても頭数を増やすことなく、展開していただかないとですね、これまで早めの出荷ですね、小さな子豚状態の中で岡山のほうに持って行かれておりましたけれども、これが一旦ちょっと停滞していた時期もあったというふうに聞いてございます。そういったところがあった場合には早く報告をいただかないと、いつも何か後々の事後報告で、町民の方にはいろいろ苦情等もいただくようなこともあります。これまでも機械が壊れているとかですね、さまざまなことがありましたの

で、そういうことのないようにしっかりですね、町としても監視という部分もあります。そして指導という部分もあります。徹底的にそういった消臭効果のなるものをですね、しっかり取組んでいただくように、それでも尚更ですね、臭気の指数が上がるようであれば、再度ですね、住民の方とともに、前回議会にも一緒に行っていただきたいというような声も出したことあるんですけれども、やはり親会社のほうへもですね、足を運んでいければと思っているところでございますので、解決へ向けての取組みは、これまで同様、またこれまで以上にもしっかりですね、頑張っていきたいと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で、2番 佐倉悠希議員の一般質問を終わります。ここで休憩いたします。再開は14時55分であります。

休 憩 14時42分

再 開 14時55分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次にせらまちタクシー運用見直しによる課題改善は 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） はい、7番。

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

今回項目1とさせていただいて、せらまちタクシー運用見直しによる課題改善はということについて質問をさせていただきます。

質問の要旨でございます。今回、新たな「世羅町地域公共交通計画」が策定されました。高齢化が進み、免許返納者も増加し、公共交通の役割はますます重要となっております。しかしながら、利用者の減少や燃料・人件費高騰による財政の圧迫、更には事業者の運転者不足など、さまざまな問題に直面していると聞いております。

なかでも、せらまちタクシーはドア・ツー・ドアで目的地まで移動でき、主に高齢者の日常生活や交流を支えており、無くてはならない運行システムです。今回の見直しで、問題点にどのように取組み、公共交通サービスの維持を図っていくのか。今回は、せらまちタクシーに絞って何点かお伺いをいたします。

最初の質問です。せらまちタクシーの現状の問題点と今回の見直し方針及び対

応策はについてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員のせらまちタクシー運用見直しによる課題改善

はのご質問にお答えをさせていただきます。

地域の公共交通として長年運行してございます。このせらまちタクシー、利用者

も年々減少している状況もありますし、運行にいたってはですね、さまざまな諸経費、だんだんと積み重なっていき、かなりな町費での負担となっている部分もございます。しかしながらやはり交通弱者をいかに救うべく、町内で運行という形でさまざまな協議会進めながら、運行に関しての変更についてもですね、議論をいただいているところでございます。今回議員ご存じのように各地域、5つの地域から要望書が提出されてございます。これについてはパブリックコメントを受けてのことで、多くの方が関心を持たれる中でご意見をたくさんいただいたところでございます。

私もですね、直接振興会の代表から電話をいただいてですね、最初電話受けたときはピンと来なかったんですね。赤い線をどうにかしろと。赤い線というのが何のことかよくわからなくて、コピーで多分説明を受けているんで、多分赤でなく黒だったんじゃないかと思うんですけども、そういったところの線の在り方についていろいろお話を聞くうちにですね、これまでと違うというのを私もやっと再認識したところでございまして、どういうことなのかというところで、いろいろと私もちょっとその見解が悪かったなと思っています。そういったところを今後、ご意見を元にですね、議会にも提出されております。今回も説明をする場をいただいたということで、いろいろとご認識も議員のほうでいろいろあるかと思います。そのなかでも今後において見直し方針、対応策についてご質問いただいておりますので、問題点を絡めてお答えをさせていただきたいと思います。

せらまちタクシーは、町民なら誰でも利用可能な乗合タクシーとして、町内どこでも乗降ができるよう町全域で運行しており、高齢者を中心に、中高生の移動手段としても重要な公共交通の一つであると認識しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、利用者の減少、財政負担の増加、運行を担っていただいている交通事業者の乗務員不足等の問題点があり、持続可能性を向上させる必要があると考えております。今回提案した見直しにつきましては、利用者と事業者両

方にとって持続可能な公共交通の実現を目指すため、平成 18 年の運行開始から今日までの情勢変化を考慮し、利用者のニーズに合わせたダイヤ改正及び運行サービスと運賃設定のバランスを考慮した運賃改定をご提案したところでございます。

実施時期も改める中で町もしっかりとした事業として展開できるよう、皆様方のご意見をしっかり聞く中で前向きに進めていきたいと考えているところでございます。

○7 番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 今のご答弁で主な変更点はダイヤ改正、運行サービスの見直し、運賃改定というご答弁でした。まずそのなかで、運行ダイヤをどのように見直されたのかについてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。運行ダイヤの改正につきましては、運行事業者の負担軽減及び利用者のニーズに合わせ、効率的なダイヤ設定を検討いたしました。世羅甲山区域及び世羅西区域とも、新たに行きの便を 1 便増やし、12 時 50 分の便を新設したところでございます。併せて、世羅西区域の帰りは、利用者の少ない 16 時 30 分の便を 16 時の便と統一した、そういった改正案を出させていただいたところでございます。

○7 番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 次に運行サービスをどのように見直されたのか、その点についてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。運行サービスというところにつきま

しては先ほどと重なる部分、利用者のニーズに合わせたダイヤ改正というところと、

あとは運賃改定の部分の一つとして、定期旅客運賃の新設というのを今回ご提案を

させていただいたところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 私は今、公共交通計画のこれを見させていただいていろいろ

質問させていただいているんですが、そのなかに区域を2つに分けて曜日を分けて

運行するというような項目もあったと思うんですが、それについてはいかがでし

よ

うか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 答弁の前に申し訳ありません。向谷伸二議員より、物品の持

ち込みについての申請が出ております。これは許可しておりますので、すみませ

ん
遅くなりました。お伝えしておきます。

企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員ご質問の運行エリアの見直しと

ということで、たとえば見直しイメージとして、A地区とB地区に分け、A地区は

○
曜日に運行する。B地区は○×曜日に運行するというような地区ごとによって運

行
を見直すということも検討はいたしました。利用者ニーズと合わないというこ

と、なかなか運行事業者のご意見もありまして、運行見直しエリアの見直しにつ

いては今回はご提案をしていないといったところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） デジタル技術の活用で利便性と効率化を図るというふうにな

さ
れています。以前導入された新せらまちタクシー予約システムの導入では非常に利

用者が少なかったというふうに聞いております。デジタル化が高齢者に向かない部

分もあると思いますが、その辺はどのように普及されるのか、その点についてお伺

いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。デジタルデバイドの課題について今

ご質問いただいたというふうに考えております。なかなか高齢者の方のデジタルを

使うことについてはなかなか進まない部分もございますが、さまざまな機会を捉え

て、携帯、今デジタルといった携帯での利用も大変多くございますので、携帯電話

の利用の勉強会を開くとかそういった形で進めているところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 今後についてはそういったデジタルを普及させていくということはだんだんと階層が上がっていくわけですから、その内には今、スマートフォンを使われている方が、今度はそのタクシーを利用されるということにもつながっていきますので、それはもちろん大切なことだとは思いますが、ただそのデジタル化を進めるときに高齢者も使えるような状況も併設というか、並行して同時に進めていただけるような形には、そういった形も残していただきたいなということとはちょっとお願いしたいなというふうに思っております。

次に利用ルールの明確化を図るというふうな点を記載をされていたと思うんで

すが、それについてどういった問題があって利用ルールの明確化を図ろうとされたのか、その点についてお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。先ほどのご質問の中にも少し触れられておりましたが、現在既に区域設定をした区域運行を行っているところでご

ざいます。区域運行といいますのは、世羅西区域と世羅・甲山区域の2区域に分けた運行を行っております。現在も既に区域をまたいで、まちなかエリア外からまちなかエリア外の運行については、既に600円という金額設定をしているところでございます。こういったところについて、なかなか利用のルールが周知できていないであったり、そういう場合の乗り継ぎ券等の取扱いについてなかなか統一化が図られていない。また利用者の方もそういったところに周知ができていないというところの課題感を抱えておりまして、こういったところの課題解決も含めて、今回の改定案をご提示したところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）。

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 荷物についても書いてあったと思うんですが、荷物に関してはどうでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。荷物につきましては現在におきましても、なかなか限られたスペースの中で多くの荷物を持ち込んでいただくということは難しい部分もございますので、膝の上に乗せられるだけの荷物ということでお願いはしておりますが、そのルールの周知徹底であったり、そういったところできてない部分もございますので、その荷物の持込み等に関するルールの明確化というところを図っていきたいと思っております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） この問題は以前からずいぶん長くあったと思うんですよ。そのルールを明確にして、荷物を少なくするという考え方が正しいのか、荷物を作って持って帰れるようにするということのほうが、本来は一番正しい選択肢ではないかと私は前々から思って、もう少し大型化したりして後ろに荷物を積んだりとかして、以前もこの話は、確かさせていただいたことがあると思うんですが、その考え方自体を、ルールはルールとしてそれはもちろん必要ですけど、考え方として、少ない荷物しか載せられませんよというのが正しいのか、或いは荷物は持って帰れるようにしましたよっていうのが正しいのか、それについてのお考えはどうでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長、

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。私もそうなのですが、公共交通機関にバス等に乗るときにやはり 1 人で持てる荷物っていうのは、ある程度限られているのかなというふうには感じております。年を重ねれば重ねるほど持てる荷物というのは、ある程度重さであつたり、大きさもそうですが、限られてくるのかな、それが自分で持運べて膝の上に乗せれる荷物ということで、現在はお願いをしているところでございます。この地域公共交通計画にも掲載している荷物のルール of 明確化というときに、たとえば今課題になっているのが、押し車であつたり、そういうものの持ち込み等に関して、持ち込みたいというようなご意向があつたときに膝の上に乗せれるだけですよというようなところの、そういった明確化がきちんとできてない部分についてはルールをきちんと皆さん統一的にやっていただけるようにルールを皆さんに周知するということを図ってまいりたいと考えております。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） もちろんそういったルールはきちんと明確にすべきであるというふうに思います。私も以前、質問をさせていただいたときに、民間事業者の方、たとえばスーパーの方であるとか、そういった方に依頼してですね、そういった

荷物の運搬システム、いわゆる無料宅配なのか、或いは低料金での有料配達という

こともあるでしょうし、以前言わせてもらったのはもう買い物ツアーみたいな形に

すれば、よりまとまった荷物をポンと持って帰れると。たとえば買い物をするとき

だったら何曜日だったら、買い物の配送システムが使えますよということであれば、

その日に買い物が集中するという可能性はある。そうすれば、まとめて業者の人も

配送ができるというメリットもあるし、料金をいただくということも当然私は必要だろうとは思いますが、やっぱりそういったことで、買い物にも行きやすくするということをまず改善していくということが本当の改善だと思うんですよ。だからそういったこともしっかり今後検討していただいて、まず話をしてみて、業者さんがのるかどうかわかりませんが、まず話をして進めてみるという

うことは、十分可能だと思うんですよ。是非そういったことまでしっかり動いていただきたいなというふうに思います。

次の質問に行きます。デマンド交通に関する補助金が令和４年度から急激に増加

している。その原因をお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） ２点目の「デマンド交通補助金の令和４年度以降の増加原因は」のご質問にお答えいたします。

令和４年度につきましては、令和４年度から運行を開始したまちなか循環タクシー「くるりん号」が２,９１６千円、路線バス小国甲山線の廃止代替となるせらまちタクシー直行便が６,０９２千円、更に、既存のせらまちタクシーについて、事業者への委託料見直しによる４,６０４千円が主な増加要因となっています。

令和５年度につきましては、システム更新に伴うクラウドサーバー利用料が１,７６６千円、車両更新にかかる費用が１,６５０千円となっておりこれらが主な増加の要因でございます。

令和６年度につきましては、直行便の車両をジャンボタクシーから中型バス等への車両の大型化に伴い２,８１８千円の増加が主な要因となっております。

○７番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） ７番 向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二） 令和４年度ではタクシーの直行便で約６０９万円、委託見直しで４６０万円、合計で１０６９万円、約１０７０万円ですね、増加しており、これが継続的増加原因の大きな要素というふうにお答えをいただきました。ところでそのタクシー直行便は路線バス小国・甲山線の廃止代替で運行されているというふうにお聞きしておりますが、それまでの路線バスに関する経費というのはどの程度かかっていたのか、教えていただきたいと思います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。令和４年度より、路線バス小国線、これは甲山営業所から世羅中学校を經由して小国に行っていた便でございますが、このバスが廃止となり、せらまちタクシー直行便を主に中・高生の通学時間帯に合わせて、中・高生の通学に使っていただくように運行をしているところでございます。令和３年度までは、このバス小国線の路線に対して、経常費用から

経常収支を差し引いた、いわゆる赤字分に対し、町の補助金を交付しておりました。この補助金の額につきましては、廃止となった令和３年度の状況で言いますと、1104万7000円でございます。なお、この1104万7000円につきましては、単一町内、世羅町だけを走っている運行のバスのため、国庫補助の対象外となっております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） ということは、路線バスの経費がデマンド交通に移動したというふうな形になるかと思いますが、デマンド交通では約600万円増加し、公共交通、先ほどの1100万円ということで、600万円程度、一旦その時点では削減されたというふうな形で、そういう認識でよろしいでしょうか。

交通システム全体の経費でいうと、600万円程度減削減されたという認識でよろしいでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。一概にはそういうことは言えないですが考え方としては、一旦600万円減ったということになるかと思いますが。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それではジャンボタクシーから中型バスに変わったということで、あそこで300万約追加にはなっておりますけど、いわゆる3年から4年にかけて、1000万以上増加している部分に関して言えば、実質上昇している公共交通全体で言えば、全体というか、このデマンドに関して言えば委託料見直し分が増加したというふうな形の認識でよろしいでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） その通りと考えております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それでは次の項目に移ります。今回は住民の生活に関わる大変重要な見直し案件だったにもかかわらず、住民周知と意見集約が、短期間で進められたような感じを受けました。運行見直しの住民周知とタイムスケジュールに問題はなかったのか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 3点目の「運行見直しの住民周知とタイムスケジュールに問題はなかったか」のご質問にお答えいたします。

せらまちタクシーの運行見直し案につきましては、5月29日開催の世羅町議会全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、住民説明会及びパブリックコメントの実施についての住民周知は、広報せら6月号への掲載、6月中旬にはせらまちタクシー車内への掲示、ホームページ、ケーブルテレビ、無線放送で周知を行ったものでございます。なお、パブリックコメント、意見募集でございますが、の期間は7月1日から7月25日の25日間でございます。

住民周知と意見募集については、今年度当初予定していたスケジュールに沿って、行政におけるさまざまな手法を用いた周知に努めたところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 確かにご答弁されたようにさまざまな手法で周知をされておられます。それによって世羅・甲山で1か所、世羅西で1か所、合計2会場で開催された説明会に何名の方が参加されましたか、教えてください。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。7月15日に世羅町役場にて開催をいたしました住民説明会の参加者は2名、7月17日木曜日、小国自治センターで開催いたしました住民説明会の参加者は10名でございました。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 世羅町全体で12名ということになっております。今回の改正は、住民の医療・食という生活に直結する重要な案件でしたが、なぜ参加者が少なかったか、どういう見解をお持ちか、お伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。先ほどご答弁申し上げましたとおり、パブリックコメントのスケジュールにつきましては、令和8年1月1日のこのせらまちタクシーのさまざまな変更、見直しを進めるというそこを目指す中で、今後控えておりますさまざまな手続き等を考慮し、今年度当初に予定したスケジ

ユールで進めてまいったところでございますが、大変タイトなスケジュールになったことは否めないと考えております。

またその理由というところでございますが、パブリックコメントの告知に努めたところではございますが、なかなか通常より他の分野においてもパブリックコメントという形で意見募集をした際、なかなか意見が集まらないというような現状もございます。ただ、議員もおっしゃっていただきましたとおり、大変住民の生活にとって重要な変更であるところでございますが、なかなか住民説明会の参加がなかったというところは、町としても非常に重く受止めているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） なぜ集まらなかったのかっていうふうに考えたときに、やはりさまざまに告知されている。それはわかりました。ただ、せらまちタクシーの説明会というタイトルで募集された。たとえばその中身、今回運賃値上げがありますよって、そういった告知はされていなかったか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。広報の告知につきましては、せらまちタクシーのサービス見直しに係る意見募集についてという広報の告知になっております。サービスの見直しのところに（ダイヤ改正及び運賃改定に係る意見募集）という記載はしているところでございますが、議員ご指摘のとおり、なかなかこれだけではどういった説明会かというところがわからなかった部分はあるのかなというふうに感じているところではございます。また、住民説明会にかかる告知のバス、せらまちタクシー車内への掲示についても同様にダイヤ及び運賃の変更を予定していますので、意見募集、住民説明会をお願いするといった内容での告知となっております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 多分やっぱり自分の身に降りかかるという部分が、そこまでは伝わらなかったのかなということは思っています。ただ一つ気になるのは、自治センターの方もそこまで十分理解はされていなかったという事実があります。ですから、それは非常にちょっと重いのかなというふうに考えています。その地区でいうと自治センターがやっぱり中心になって、その地区の皆さんにいろ

んなことをお伝えをされているという、そういう場所でもあります。その自治センターの関係者も、どの程度どこがどういうふうに値上げになったら、どういう影響が出るのかというのを全く知らなかったです。説明会を受けた後、事の重大さに気づいて、住民の方にお声掛けをされたというような経緯がありました。

また特に一つ気になるのは、パブリックコメントですよね、これ、今回非常にそういう自治センターからのお声がけみたいなのがあって、非常に大きな数字に広がっていききましたけど、過去のパブリックコメントの実績等が、もし企画課のほうでわかれば教えていただきたいと思います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） まず初めに議員おっしゃっていただきましたように、今回のパブリックコメントの募集であったり、住民説明会につきましては、住民自治組織の皆様は事前にお知らせ、住民告知についてご協力を願いたいというお願いをさせていただいたところ、それでも世羅西地区での参加は10人ということになっておりました。ただし、この住民説明会後にさまざまに、特に今回のせらまちタクシーの運賃改定にかかって影響の大きいと思われる世羅西地区の住民自治組織の皆様には、この周知について非常に力を貸していただき、そのなかでパブリックコメントの多くのご意見につながったと思っております。

ご質問にありましたパブリックコメントの近年の状況についてでございますが、昨年度策定いたしました世羅町地域公共交通計画（案）についてのパブリックコメントは、提出者1件、意見の提出件数は1件でございました。同じく、昨年度策定いたしました世羅町子ども計画（案）についてのパブリックコメントは提出者1件、意見の提出件数は3件。お一人の方が3件の意見を提出されたところでございます。同じく、昨年度策定の世羅町立地適正化計画（案）につきましては、提出者2件、意見の提出件数は5件といった形になっております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） こういった施策を決める上で、パブリックコメントを参考にさせていただいたというコメントをいただきますけど、参考にはならないですよ。1件の意見しか、1件の方しか寄せられていないという、これを参考にすること自体が、まずいかがなものかと。今回のことで西地区の方もパブリックコメントってなんじゃ、こういうことかっていうふうにわかったというふうにおっしゃられていましたけど、まず横文字でパブリックコメントってわかりま

せんよ。はっきり言って、高齢者の方が。それをどこに見に行くのって言ったら、ホームページです。ホームページ、どこやそれは。なんじゃそれは。要は役に立たない意見募集を行って、それを参考にして施策を行っているという事実ですから、これはまずいですよね。町の重要な施策を決める上で住民の意見を聞いてやるっていうのであれば、やっぱりきちんと住民から意見を集約できるような形をとることがまず本来やるべきことであって、周知という言葉が使われますけど、広く人に知らしめるっていう周知、知ってもらおうという意味です。今の話で言うと、告知に終わってますよね。オープンに紙で知らせましたっていう。ここは大変大きな問題だと思います。これから、今からいろんな施策の見直しを行われて、住民の意見を聞きますって言ったら、本当に聞けるやり方を考えていただかないと、それは困りますよね。住民の方が結局、施行されてから、こうなったんかっていうことですよね、要はね。だから、そのことに関しては、しっかりやっぱりどうやったら、そのための自治センターがあるわけですから。そこをどうやって使うかっていうことを考えられたらそんなに難しい話ではない。ある意味、やっぱり若い方は当然SNSであるとか、いろんな形でそれを取れますよ。でもさっきの子ども計画でも1件でしたよね。だから、実際にはやっぱり意見は入っていきたくないっていうのが現状ですから、そこは重く認識をしていただいて、何らかの形の対応をとっていただきたいなというふうに思います。

では次の質問いきます。先ほど町長の答弁でも運賃設定のバランスを考慮した運賃設定を提案したとのご答弁でした。昨年合併20周年を迎えましたが、同じ町内でありながら1.5倍という大きな運賃格差をつけておられます。世羅町全体としての公共交通サービスの提供という考えはなかったのか、この点について伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 4点目の「世羅町全体としての公共交通サービス提供という考えはなかったか」のご質問にお答えいたします。

昨年度の「世羅町地域公共交通計画」策定時より、適切な受益者負担の在り方を議論する中で、町内一律の料金設定についても検討いたしました。しかしながら、現行制度において、すでに世羅・甲山区域と世羅西区域という区域設定を用いていること、公共交通は距離による料金設定が基本的な考えの一つであることを考慮し、現在の見直し案をご提案したところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 理由の一つとして、既に区分けしていると。それを使っただと、それを基準に考えたというふうにおっしゃられました。今ちょっと資料を出させていただきました。この考えは、まちなかエリアにどうやっていくかということが基本的な考え方として作られております。これから見ると確かに、世羅西地区は遠いんですよね。確かにそうです。ですが、ちょっと区分けという考えでちょっと見てみてください。紫、黄色、緑、これが1地域です。ピンクが1地域です。たとえば世羅・甲山は209㎞あります。世羅西が69㎞、要は、4分の1です。片や、4分の3が1区域ということです。もちろんまちなかエリアに行くということを前提で考えているので、そういった考えになっていると思いますが、全ての運行が病院と、スーパーだけなのか。そうではないですよね。数字から見てもそうではありませんでした。ということはそれ以外の区域での活用をされている。ということは、たとえばその世羅・甲山エリア、4分の3のエリアをどこへ行っても、基準の運賃で済むということです。しかしながら、西地区は、あのピンクの線から出た時点で1.5倍になるという設定です。果たしてこれが、公平と言えるのかどうか、これについてちょっとお伺いをいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。先ほど少し触れさせていただきましたが、現在も既に世羅西区域及び世羅・甲山区域の2区域という形で区域運行を行っております。現在は、まちなかエリア外からまちなかエリア外の移動、たとえば黒川にお住まいの方が道の駅世羅に行く場合であったり、下津田の方が東自治センターに行く場合などは、現在も600円という設定になっております。しかしながら、実際は世羅・甲山区域内のまちなかエリアが目的地であることがほとんどであると思われるので、町内一律300円というふうなご認識の方も多くいらっしゃるというふうに受止めております。

今回、料金設定を考えますとき、乗車距離に応じた応分負担を求めるということになりました。その際、議員もおっしゃってくださいましたように、区域で考えるのではなく、たとえば5キロ以内、5キロ以上10キロ以内、10キロ未満といったような、そういう純粹に距離による負担ということも検討をいたしました。が、現行のせらまちタクシーの運行がドア・ツー・ドアの運用、これは乗りたいという方の各家を回ってお乗りいただき、それぞれの目的地までお送りするという現行の運用の中で、また支払いはせらたすき一券または回数券を使っただ

くという現行の運用の中では、純粋な距離での応分負担をするという仕組みを求めるのは難しいという結論に達したところでございます。

先ほど申しましたように、多くの方が世羅・甲山エリアのまちなかエリアが目的地だと考えたときに、乗車距離が長いのはどうしても世羅西地域からの移動であるため、今回ご提案させていただいた区域による料金設定ということになったところでございます。

しかしながら、特に影響の大きい世羅西地区の方々に同じ世羅町内なのに、世羅西地区のみ上乘せされるというふうに受止められてしまったこと、これについて大変多くのご意見をいただきましたことは、町といたしましても大変重く受け止めているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 西地区が遠いという事実はこれは間違いないことで、それは認めております。距離で今やるのが難しいというお話でしたけど、確かに今のシステムでは難しいかもしれませんが、やはりそこは目指すべきことだと思うんですよ。やはり西地区の人でも、短い距離を使う人、たくさんいます。その方もやっぱり1.5倍の料金を払わないといけない。世羅・甲山の中で長距離を走っても、そこは400円、基準だと。やっぱりそこは何らかの不公平はそこは出ていると思うんですよ。たとえばですよ、これ単純にたとえば4分の3をこっちがエリアが占めていて、基準の400円だ。だったら西地区を基準にして4分の3エリアを同じ基準の400円にしたらどうですかっていう考え方もできなくはない。距離だけのことで言えばね。

そうは言ってもいろいろな事情はあります。ですけど今後は距離別を基準にするような形であれば、本当の公平性が保たれるということになろうかと思えます。ですからそこをやはり目指していただきたいなというふうに思います。

それともう一点、今回、自治センターからの連名で要望書が出ていると思えます。今回1237名という署名も添えて出されておられますが、今回のその要望の趣旨ですけど、まちなかエリアまでの運賃について町内一律とするようにという意見がありました。先ほど私が言ったのは、全体の中で運賃が不公平があるんじゃないかということを行いましたけど、要望書自体はまちなかエリアまでの運賃について町内一律とするようにという要望書でした。やはりその改正前は西地区においても病院やスーパーを活用しやすいように、まちなかエリアだけは地区内と同じ運賃で利用できていたと。しかし、今回はその優遇措置が外された。今、

西地区は無医地区になって、もう病院は必ず他の地域にもありますが、ほとんどの方が世羅地区にまちなかエリアの病院を利用するというような形になられています。

そういった事情も考えた上で、まちなかエリアをなぜ外したのか、やはり当然行きにくくなるという状況は考えられたと思うんですよ。その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員おっしゃっていただきましたように、まちなかエリアまでの運賃については、現行は 300 円という形になっております。しかし、先ほども重ねてのご答弁になりますが、町内一律というふうに入取られていたまちなかエリアまでの 300 円という料金設定について、やはり距離に応じた応分の負担を求めていくという考え方に至ったときに、どう距離として遠くなっている区域をまたいで世羅西区域、世羅・甲山区域、区域をまたぐ場合はプラス 200 円の 600 円という設定にしようということで答えに至ったというところでございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 実際、確かに遠いのは遠いですけど、たとえば甲山エリアの運行便であれば、宇津戸と伊尾を結んで経由して運行されていますよね。かなりの距離です、これも。或いは大見地区、大見から池田を通して東、青近のルートで、今、回られています。これも相当な距離だと思いますよ。1.5 倍にするだけの差がありますかっていうことは言いたいですが、どうでしょう。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。今、議員おっしゃってくださいましたご意見について、先ほど来出ております世羅西地区の皆様方からのパブリックコメント、また要望書の中にも同じように地域格差のある運賃設定に反対、運賃を一律にすべきといったご意見をいただいております。町といたしましては重く受けとめているところでございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 今回、定期という形で作られておられますが、これも 1.5

倍の格差がついています。この直行便に関しては、小国から出ているわけですよ。せらまちタクシーのところから直行便で出ていると思います。津久志からは数キロの距離です。本当近いですよ。あそこから言う。それですが、1か月4800円、年間5万7600円の差が発生します。保護者の方にとっては本当大変大きな金額だと思います。また地元の高校進学ということに関しても大きく影響を及ぼすと考えられますが、その点についてはいかがでしょう。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。ご質問いただきました直行便についてでございますが、実質は中学生の利用については、町から別の形での補助が出ておりますので、実質ご家族のご負担はないものと認識をしております。

世羅高等学校の生徒さんに対するこの交通費についてでございますが、町から世羅高等学校の学習環境支援事業という形で補助金が出ておりまして、その補助金からこのせらまちタクシーに乗られたこの交通費の半額を助成しているところでございます。ご負担については、とはいうものの大変大きな差が生じているのは事実でございますがこの金額が丸々ご家庭のご負担となっていないというところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 補助金云々の問題ではなくてですね、やはりそこに格差がつきすぎているということです。数キロの差で、年間6万円近い差がつくというのは、はっきり言ってこれはやっぱり負担は大きすぎます。これはしっかりとこの件に関しては、考慮、検討をお願いしたいというふうに思います。

私が町民から聞いた意見ではですね、燃料や人件費の高騰もあり運賃値上げは仕方がないということですね。運賃の値上げは仕方がないという共通認識をほとんどの方が持っておられます。地域格差があるのが嫌だっという意見だったんですけど、運賃に関しては皆さんそれはもうしょうがないだろうという考えでした。実際このアンケート結果を見ますと、400円の場合は約8割の方が変わらず利用する。500円になっても約6割が変わらず利用するというご意見でした。やはりこの辺もしっかり検討していただいて、どのあたりが正しいのか、どうすれば財政負担も削減につながることができるのか。そういったことも、ちょっとこの辺もしっかり検討をしていただきたいというふうに思います。

一方、600円の値上げということに関しては、4割の方が利用を減らす、半分

にする、利用しないというような意見が4割上がっております。ですから、この意見もしっかり考慮すべきことかなというふうに思っております。

では次の質問に行きます。せらまちタクシーの認知状況に関するアンケート結果では、利用していない、利用していない65歳以上の町民、利用していない65歳以上の町民の72%が利用方法は知らない。ごめんなさい、まちがいました。町民の72%の中で「利用方法は知らないが約17%」「運行内容は知らないが53%」「名前も聞いたことが無いが2%」と答えられています。周知不足が利用者の減少につながっているのではないかというふうに推察できますが、お考えをお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 5点目の「周知不足が利用者の減少につながっているのでは」のご質問にお答えいたします。

利用者の減少について、主な要因は新規利用者が増えていないため実利用者数が減少していると認識しておりまして、議員ご指摘のとおり、せらまちタクシーの認知不足は課題であると考えております。

せらまちタクシーは年齢や運転免許証の所持の有無に関わらず、誰でも利用できる移動手段でございます。このことを広く周知し、外国人労働者や学生も利用できる便利さを伝えるため、乗車説明会や乗車体験会を実施し、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 交通計画の中のデータですけど、輸送人員のデータによりますと、実利用者、要は回数が何回で分けて何人、個別でいう何人、何人が利用したかということは、この7年間、7年間で3割以上減少しています。3割以上減少しています。一方、年間輸送人員、同じ人が何回も乗った。その回数、全体の回数です。は微減です。つまり、実利用者は減っているが、利用回数は増えているということです。つまり使っている人はしっかり利用している、便利に使っているという、これ結果が出ているんですよね。ということは、利用者の減少対策は、要は新規利用者の獲得、これをしっかり進めれば改善できるということではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、ここ近年過去7年間の状況によりますと、先ほど言っていた実利用者数は減っておりますが、利用の回数は微減といったところでございます。この状況につきましては、やはりコロナ禍で大変利用が減ったところでございますが、現時点においても、なかなか利用が戻っていないという現状にあるというふうには認識をしているところでございます。しかし昨年度、令和6年度の実績でございます。今お手元でございます世羅町地域公共交通計画は、令和5年度までの実績でございますが、令和6年度の状況を申し上げますと、令和6年度の輸送人員につきましては2万6920件で、実利用者数につきましては607人と、ここ近年にない増加に転じているところでございます。これに関しましては、やはり地道な乗車体験会の実施等々で少しでもその効果があったのかな、あったら良かったなというふうに感じているところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それは素晴らしいことです。大変素晴らしいことです。

高齢者の運転状況の調査では、これすごいですけどね。70代の89%、80歳以上の約57%が日常的に運転していると。すごいですよね、本当に。ということですね、この方が今後、利用者に推移していく可能性があるということですよね。今現在は運転ですが。考え方によってはデマンドタクシーをよく知らないから運転している可能性があるということも言えると思うんですよ。そういった方も一定数おられるんじゃないかというふうに思うんですよ。ですから現在運転されている方、特に高齢者ですよ。特に高齢者の方にどういったアプローチをするか、要するに、スムーズに運転から公共交通に移っていただく方法をどう提供するか、それは非常に大きなことだと思うんですよ。そこを是非しっかりどうやってやったらいいかっていうのを検討してみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。乗車体験会等を行っているという答弁をさせていただきましたが、主に乗車体験会は各地区のサロンであったりといったところに出向きまして、実際に乗ってもらう体験をしていただくことで、今はせらまちタクシーの利用をしていなくても、今後利用していただくように促していきたいという思いで、そういった乗車体験会をしているところでございま

す。今後もサロン等を中心に、高齢者の方が集まれる場に呼ばれればそういったところでご説明なり、乗車体験会なりをしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○ 7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○ 7 番（向谷伸二） これ、考え方のことなんですけど、楽しいことであれば、高齢者でも出かける。これグランドゴルフですか。あれを見たらわかるんですけど、本当すごいですよね、あのパワーは。酷暑の中でも、バチバチやられています。要するに楽しいことは出るんですよ。どうやっても出てくる。だから、たとえば利用者を増やすっていう意味で言えば、買い物っていうのは、特に女性の方なんかはやっぱり買い物に行くっていうのは楽しみの一つだと思うんですよ。そういった楽しみを作ってあげる。機会を作る。それが大切じゃないかなと。その上で、先ほど荷物って言いましたけど、やっぱりその荷物っていうのは反対に、そこへ行かなくなるマイナス要因なんですよね。そこらを差し引いてやると。たとえば今から便数を、たとえば財源削減とかを考えたときに、便数を減らす、減らそうとか、これを集約しようとか、やっぱりいろんなことを検討されると思うんですよ。それは仕方ないことなんですよ。それはね。だったら、それをたとえば今 100 だったらそれを 80% まですみません我慢してくださいと、サービスは。その分満足はプラス 20% あげますから、乗ってくださいねっていう考え方。それで、プラマイゼロになるんですよ。

そういう考え方、これ私も民間にいたんで民間的な考え方なんですけど、やはりそういったサービスを、いわゆる喜んでもらえるようなこと、或いは負担をなくすようなことをどうやったらそこでつないでいかれるか、そういったことをしっかりと検討していただきたい。今回いろいろお話をさせていただきましたけど、以前は、たとえば改善提案をすると、5 年後の見直しで考えますっていうようなことをよくおっしゃられたことがあります。ですが、これも民間で言うと、とんでもない話なんですよ。今ここを変えたら、財政負担が減りますよというようなことだって、5 年後に、今回はこれ決めたんで、5 年間これでやりますって言われたんですよ。

その考え自体が私はどうも納得できなくて、間違い、間違いっておかしいけど、改善できることが見つかったら即、改善すればいいんですよ。何かデメリットありますか。私はないと思うんですよ。もう即、改善していただきたいというふうにお願い、それに関してはしっかりとそういった考えを持っていただきたいなど

いうふうに思います。

高齢者の中には運転に不安を感じておられる方もたくさんおられると思います。

便利さがね、良さがわかれば、もっと公共交通を積極的に利用していただける可能性は十分にあります。未利用者に対するアプローチこそ最優先対策と考えます。住民の要望や現状の課題をしっかりと洗い直して、住民が納得できる見直しをしっかりと検討していただくことを要望して、私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷議員からいろいろとせらまちタクシー、公共交通についてのご質問をいただく中でいろいろなご提案もいただいたところでございます。今回のせらまちタクシー運行見直しの部分については要望も出ておりますので、ここで結論をすぐ出すというわけにはいかないと。ただ議員もおっしゃられますように計画を作ったんだから、何年もその改定を行わないというようなスタンスではございません。やはりその時代その時代、またその時期に応じた変更については必要があると考えております。特に今回のような運行に関することについては、国への届け出等も結構いるわけでございまして、その期間を設けなくてはなりません。そういった観点からですね、運行の時期についても、先ほど言いましたように少しずらした形ですね、結論がきちっと出た段階で進めていこうという流れにはしてございます。

こういったちょっとせらまちタクシーとはちょっと違いますけれども、タクシー券を出させていただいています。先ほど高齢者の運転が結構多いという、これすごいことだと言われました。町からすればですね、町というか、私からすればですね、やはり危険な運転をされる方には免許返納をお願いしたい。これは自分が加害者にもならず、被害者を生まない、そういったための施策の一つなんです。いわゆるサービス券を配って、どんどん乗ってくださいというものではないんですね。実際のところ、車をお持ちになれば車の維持費、燃料、保険、またさまざまなリスク等含めてですね、かなりの経費をお支払いされていると思います。そういったところがですね、町が3万円という金額をお渡しして、できるだけもう安全にこういった公共交通を利用して、これまで出かけたところにですね、いくらかは出ていくような、いわゆる閉じこもり予防も含めてですけども、そういった観点でやっています。ですから何もかにも時々ただにしてほしいとか、安く乗りたいとかいうような声もいただくんですけども、先ほど議員申されました

今後のタクシー等の利用に関しては、デジタル化も進んでまいります。議員が申されるように、もし距離、時間で行くのであればですね、たとえばGPSをつけた一つの料金設定で、距離が出てまいりますのでそこで支払いを求めるという可能性もあります。ただ一人ひとりにメーター付けるわけにいかないんで、そういうデジタル化というところでは、可能性はないわけではありません。しかし私が受止めているのはですね、町内どこに住んでいても、どこで暮らそうが、交通弱者としての方については、料金一律を求められているというふうに感じております。そういった観点も含めながら、議会でもご議論をいただき、また交通会議等にもまたしっかりかけていってですね、そういった結論はまだ先送りしてございますので、そういったところをですね、しっかり検討する中で、町の公共交通としての在り方をしっかり検討していく必要があるかと思っております。

○議長（高橋公時） 以上で7番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

〔「異議なし」の声〕

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

次回の本会議は、９月５日午前９時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

(Feb) (Mar) (Apr) (May) (Jun) (Jul) (Aug) (Sep) (Oct) (Nov) (Dec)

延 会 1 5 時 5 8 分